

第 12 回工事入札調査特別委員会会議録

日時 平成 26 年 4 月 18 日 (金) 午後 1 時 30 分～5 時 15 分

会場 笛吹市役所八代庁舎 2 階第 2 会議室

出席委員 志村直毅 北嶋恒男 海野利比古 神宮司正人 上野稔 小林始 中川秀哉 渡辺正秀
野澤今朝幸

説明員 雨宮茂貴 菊島正博 有賀滋一 志村一仁

オブザーバー 前島敏彦議長

委員外議員 古屋始芳 亀山和子

議会事務局 三沢久 西海好治 橋田裕哉

傍聴人 8 人 (内、報道関係者 4 人)

議事

- ①御坂浄水場築造工事 (機械・電気設備) に関する聞き取り調査
- ②その他

○三沢議会事務局長

それでは、ただいまから第 12 回工事入札調査特別委員会を次第に従いまして始めさせていただきます。

開会のあいさつを、上野副委員長お願いします。

○上野副委員長

改めまして、こんにちは。

久しぶりに雨が降りまして、本当に乾燥してきた中、なんか緑が、喉が渴いてきた中、潤ったような感じがして一段と緑がきれいになりました。

今日は 1 2 回ということで工事入札調査特別委員会を開催するわけですが、今日からは証人喚問という形ではなくて聞き取り調査ということで、また職員の方々にもいろいろよろしくをお願いいたします。

ただいまから、開会いたします。

○三沢議会事務局長

ありがとうございました。

続きまして、野澤委員長からあいさつをお願いします。

○野澤委員長

全員のご出席、ご苦労さまです。

今、副委員長のほうからお話がありましたけども 1 2 回ということですけども、一生懸命進めていく中で、今言ったようにこれまで証人喚問というような形を取りましたけれど、もっといろんな情報を、証人喚問というと、こちらの質問に対する限定された答弁というようなことですので、できるだけ事実確認を、なるべく情報を集めたいということもありまして、ある程度、自由のきく参考人というような形でお願いしたいというふうに考えています。

今日は御坂浄水場の機械・電気設備、この工事入札に関するところで皆さんのお話を聞く、

また委員からの質問というような形をとりたいと思いますので、どうぞよろしく申し上げます。

○三沢議会事務局長

ありがとうございました。

それでは議事のほうに入らせていただきますが、議事につきましては野澤委員長のほうで進めさせていただきたいと思います。お願いします。

○野澤委員長

まず会議に入る前に本日傍聴と撮影の申請がありましたので、これを許可したことを報告いたします。

傍聴人は議事について賛否を表明し、または騒ぎ立てることは禁止されていますので静粛にお願いします。

また携帯電話の電源は切るか、マナーモードに設定していただくようお願いします。

皆さん、確認されていない方はもう一度確認をお願いします。

なお、委員長の命令に従わないときは笛吹市議会委員会条例第19条第2項、ならびに委員会傍聴規程第9条の規定により、退場を命じますので念のため申し添えます。

ここでこの委員会は原則公開ということですが、今日も原則どおり公開ということですのでよろしいでしょうか。

(異議なし。の声)

そういう形で進めます。

すみませんけどもここでカメラ、テレビ関係の撤去をお願いします。

ではこれからは座らせていただいて、進めさせていただきます。

これより議事に入ります。

先ほども申しましたように、御坂浄水場築造工事のうちの機械電気設備に関する聞き取り調査を行います。

本日の委員会には4名の市職員の皆さんにご出席をお願いしております。

職員の皆さんにはお忙しいにもかかわらずご出席いただき、誠にありがとうございます。

何とぞ本委員会の調査目的をご理解賜り、円滑に進行できますように格別のご協力をお願いします。

本日の流れを申しますと、まず雨宮課長と菊島リーダーに質問させていただき、そのあとで有賀課長と志村リーダーに質問させていただくことになっておりますので、よろしく申し上げます。

ではすみませんけども、有賀課長さんと志村リーダーさんは別室のほうに退席をお願いします。

(退席)

私のほうから、まず質問させていただきたいと思います。

大きくは、3点ほど質問させていただきたいというふうに思っています。

1つは今申しました御坂浄水場の機械電気設備工事に関して、まず入札参加資格の審査委員会、これについて質問させていただきます。

2点目は、いわゆるOEM協定を結んでいるということが資格に入っていましたけども、これを削除したこのいきさつについて、これが2点目です。

3点目は最終的にはこの入札公告を取り止めにしたということですので、この取り止めにつ

いてということが3点目です。

この中ではすでにこちらのほうで資料請求もさせていただきましたけど、市長への匿名文書、こういうものはどのような、取り止めに作用したかということについて、これを含めて3点目で質問させていただきたいと思います。

私が一応3点挙げましたけれど、3点全部というよりも1点目をまず入札について質問しますので、そのあと委員の皆さん気がついたところ、私の質問で重要な点が抜け落ちていたようなところ、そういう点について質問をお願いしたいと思います。

一応3点用意しましたので、1点ずつそういう形で進めていきます。そのあと、その他ということで、これに関わらないところでも重要な、事実認識に必要な重要な質問事項がありましたら質問していただきたいと思います。

まず第1問目がこの入札参加資格の審査委員会、実はこれが2月22日、菊島リーダーの起案ということで、実際は審査委員会は開かれておらず委員への持ち回りという形を取ったということですけど、これがこの御坂の機械電気だけにかかわらず、2月26日に、4つあったわけですから、4つのいずれも、その中にこの機械電気が入っていたんですけども、いずれも4つの工事入札が委員への持ち回りというような形で行われ、実際は審査委員会が開かれなかったということですけども、このへんを、私の資料で見る限り、よろしいですか、そういう形を取ったと思うんですけども、ちょっとそのへんを確認を先に、どちらでもよろしいですけども。

○雨宮茂貴君

参考となるような資料をお渡ししてあるかと思います。たしかに持ち回り決裁という形を、この4件については行っております。

○野澤委員長

そこで、審査委員会を開かず持ち回りというのは一般的に行われていることなんですか。こういう形を取るというのは。

○雨宮茂貴君

やはり早急を要する場合ですね、日程だと審査委員会が決まって、年間の予定はほぼ入札日、それから公告日と年間のスケジュールが決まっていますので、今回のこの4件につきましても、一度また（発言内容不明）をした土木建築も含まれておりますけども、翌年度末ですか工期を設定するというので、そのへんで期間的なこと等を公告して入札をするという期間的なこと、技術的なこと、それからあと工期的なことがありますので、持ち回りの決裁ということできせていただいたかと思います。

○野澤委員長

急いでいて時間がなかったというふうに解釈してよろしいですか。

○雨宮茂貴君

そうですね。あとの工期の関係が25年度末に、たしかそれぞれ4工事とか設定をしてあったということで、急ぐ案件だということで持ち回り決裁という形を取らせていただいたと記憶しております。

○野澤委員長

この点に関して、委員の皆さんのほうから。
渡辺委員。

○渡辺委員

この持ち回り、委員会を開かずに持ち回り決裁にするということを提起し、それを了承したのは、提起した人、それから了承した方はどなたですか。

○雨宮茂貴君

決裁を受けた。

○渡辺委員

いいえ、持ち回り決裁にするということを、委員会を開くのはこれは当たり前だと思うんですね。ところが今のような理由で、それを持ち回り決裁にしたと。このことを提案した方はどなたか。それからそれを決めた、了承したのはどなたかということです。

○雨宮茂貴君

当然、うちの担当課が契約担当、所管課が管財課ですのでそこで審査委員会の事務局もやっていますので、担当課、担当でこの決断というか、起案の最初をしたということになりますけれども。発案ですね。

○渡辺委員

発案したのがそれで。その持ち回り決裁の方法でよいとしたのは、当然代表者である当時の副市長ということによろしいですか。

○雨宮茂貴君

持ち回り決裁ですので入札参加資格審査委員会の決裁ですので、副市長の決裁を取ると。資料のとおりですけども。

○渡辺正員

これだけ大規模の工事に関して、契約担当課、担当者のところで提案していくことなわけですけども、そうしてみると契約担当者のほうでは、急ぎの場合はどういう規模の工事でも持ち回りでやるというのが慣例になっていたのかどうか。その点については前年度、あるいは前々年度との比較で委員会が開かれた回数、おおよそで結構ですけども、それを含めてどのぐらいだったか。

○菊島正博君

持ち回り決裁につきましては、先ほどからご説明がありましたように、やはり定例の委員会がございますので、それに間に合わないような案件等につきましては、委員長の判断をいただきまして持ち回りということとさせていただきます。この件に限らず以前からもございます。

以上です。

○渡辺委員

この時間的な余裕がないというのは、どういう条件があった場合に時間的に間に合わないと、どの程度の、公告日との間に時間的な余裕がないというような判断を大体されているわけですか。

○菊島正博君

季節にもよりますけれども、定例の入札参加資格委員会につきましては月に1回というときもありますし、月に3回行うというときもありますので、その条件に若干違いはあるんですけども、入札参加資格審査委員会の当然、準備として担当課から原案をいただきまして私どもで原案を調整して審査委員会にかけるんですけども、その時間的な余裕、あとその一番の原因はやはり工期なんですけども、工期の関係でこのときには入札をしなければ工期に間に合わない

というふうな件につきましては持ち回りで、審査委員会を省いてするということになっておりました。以上です。

○渡辺委員

通例、月に1ないしは3回という委員会にかけられないというふうな急ぎの状況があったということでしょう。それにしても何度かあとへ延ばしているわけなんですけども、そのへんはどうですか。

○雨宮茂貴君

先ほどちょっと触れましたように、その工事については持ち回り決裁をしたこの時点では翌年の3月末の完成という形で構成をされていました。事業課サイドでこじれていましたので、その後、取り止めたあと、再度出した時点では今度26年度への繰越措置等を行ったということで、工期的なことは25年度末だったものを26年度へ繰り越しということで事業課サイドで設定していますので、この時点では年度末まで、25年度末までということで設定をされていますので、持ち回り決裁をし入札をし、工事発注に早急にかかっていただきたいということもありましたので実施をしたと記憶しています。

○渡辺委員

昨年の1月、2月、3月、4月、委員会は何回か開かれたんですか。それぞれ。

○雨宮茂貴君

今ちょっと、去年の委員会の回数は持ち合わせの資料はないです。

○渡辺委員

月一度から3回と言っていますから、最低1回はやっているというふうに理解してよろしいんでしょうかね。

○雨宮茂貴君

そうですね。1回はやっているかと思いますけども。

○渡辺委員

持ち回り決裁したことや、それから変更したこと、取り止めたことに関してのその会議では事後報告というのはされているわけでしょうか。

○雨宮茂貴君

当然、持ち回り決裁ですので、その委員さん方の印をその場でいただいておりますので、事後の報告とかはしてないと思います。

○渡辺委員

持ち回り決裁というのは1番目からずっと最後の責任者のところまで順にまわるわけで、そうするとその結果を委員でも知らない人がいるわけなんですよね。ですからこのことは報告なしということは不正常だろうと思うんですね。その中で場合によっては、いろいろな意見等も出される場合もあり得るわけですから、そのへんについての考え方を伺います。

○雨宮茂貴君

たしかに最終的な結論づける的なことは報告していないと思いますけども、その場でのそれぞれの委員さん方、内容については確認をさせていただいているということになります。

○渡辺委員

私からは以上でございます。

○野澤委員長

ちょっといいですか。この持ち回りの決裁というのは、今回も問題になっていますけども、それ以前からかなり、今回が特別な形でなく、今言ったようにいろんな状況によっては持ち回り決裁も今までもしてきたというふうに理解してよろしいでしょうか。

○雨宮茂貴君

そうです。

○小林委員

今日は百条特別委員会の参考人招致なんだけど、質問しているときには一人ひとり終わったあとがいいですか。

○野澤委員長

そのほうがよろしいですね。できるだけ。いや、いいですよ。途中でも。

○小林委員

途中でね、「そうか」という部分で関連の部分があったりもするんだけど。

○野澤委員長

関連があったらその場で手を挙げてもらえば。内容によって。できるだけ一人ずつ終わったほうが、記録する上でもいいと思いますけども。重要なことで思い立ったら、そこで手を挙げていただければ、大丈夫ですから。

○小林委員

参考人の場合はそれでいいということですね。はい。

この持ち回りに関して、2月26日のこの公告は6億、2億、18億とそれから3億のこの大きな金額なんですけども、これは持ち回りと、さっき委員長が質問した中ではあり得るという答弁をいただいたんですけども、この大きい部分が持ち回り決裁で誰かそのときに、さっき当初から、提起したのが副市長の話なんですけども、さっき雨宮課長が担当でそういう話をしたんですけども、菊島リーダーのときには委員長という話があったんですけども、提起したのはどっちですか。委員長。

○雨宮茂貴君

案をとすることは当然、ほかの委員会の案も当然、担当課でつくりますので担当課でやっております。それで決裁権者、当然委員会の委員長は副市長ですので副市長に相談のもとでやっております。

○小林委員

それで今、私、冒頭に言ったんですけども、これだけ大きな入札を持ち回り、要するに笛吹市の入札の規則の中にしてあるという話なんだけど、持ち回りが常習化したなんていうことが今まで私はあるはずがないと思うんですけども、しかもこの大きい金額の中で。その中で職員で反論した職員はいますか。いて当然だと思いますよ。普通だったら。審査委員会を開かないで入札なんて常識では考えられない状況だと思いますけども。反論は誰かしましたか。

○雨宮茂貴君

反論はなかったと。

○小林委員

菊島リーダー。

○菊島正博君

私もそのように思います。

○小林委員

その中で、今までの質問とか事実確認の中で強引にという部分はなかったんですかね。強引に、こういうふうにという部分は。審査会の中でも。そういう意見はなかったんですか。

○雨宮茂貴君

強行な、強引なそういう意見はございませんでした。

○小林委員

全員が一致で。この大きな金額を持ち回りでいいという、そういうふうに賛成したんですか。

○野澤委員長

それはちょっと説明しますと起案者は菊島リーダーに命じて、そこで持ち回りでいいですかということの確認を取っているんですけども、それは管財課長と総務部長と副市長、この3人がハンコを押して持ち回りでいいですと。そのあと中の内容を示しながら10人近くの、建設部長からはじまって稟議をまわしているということで、稟議するかどうかは今言った副市長を頭にその人たちが稟議書にはOKを出しているという形ですね。だから実際の内容については、みんなが稟議がまわってくるから見ているけども、稟議を出していいかというのは今言った建設部長以下は関係ない、関わってはいないという認識でいいかと思うんですけども。

○小林委員

2月26日のこの4件の入札、すべてが工期が間に合わないという部分で、持ち回り決裁したということですか。

○雨宮茂貴君

そういうふうに考えております。

○小林委員

考えているということではなくて、はっきり。4つの入札はすべて持ち回りで早々に決裁しなければ工期は間に合わないという、そういう考えですか。この4件とも。

○雨宮茂貴君

そのとおりです。

○小林委員

その間に合わなければ、その理由はなんですか。結局、結果的にはだいぶ工事は遅れたんですけども、間に合わせようとするために不透明な部分でそういう、普通これだけの大きな入札に関して審査会が開かれていないということは、これはまともではないと私は思っていますけども。

○雨宮茂貴君

何度も言うようですけども、決裁の持ち回り審議については先ほどから話が出ているように、委員長の言うとおりの部長、それから副市長の決裁を取りながら、その後の各委員さんの要件についての合議を取っていますので、それで委員会の代わりにということで持ち回りの決裁としておりますので、この状況で入札執行をするということにいたしました。

○小林委員

菊島リーダーは。

○菊島正博君

当然、工期がないということもありますし、あとたぶん担当課のほうでも市長には説明をして事業の内容等を十分説明した上で一応、原案をつくってあるはずですので、上のものがこう

いうことでいいということであれば、通常は委員会という、要するに下からあげていくような形なんですけども、今回に限っては金額も多いということなので、上のほうの承認を得たのちに原案をつくっているはずであろうと考えております。

以上です。

○小林委員

普通は、菊島リーダー、この部分で2月22日に菊島リーダーのほうで起案してあがってくると。今言われた上のほうから、上のほうから決裁してきたということですか。

○菊島正博君

決裁というのではなくて、入札の案をつくる段階でもうすでに十分協議をされているというふうな判断でございます。

○渡辺委員

先ほど私の質問に対して、起案の提案をしたのは担当課、担当者であったという話があったわけなんですけども、これは今話を聞いていると起案、稟議書、これを実際につくる、起案する、これはもちろん契約担当者だと思うんです。そうではなくて、私が聞いたのは今、菊島元リーダーのほうからもあったんですけども、持ち回りにするか委員会を開くか、どうしようかということを持ち回りでいかがかなということを提案したのはどなたか。あるいは、どうしましようかねという話で、ざらざらと、では起案でいまいしょうとなったのかもしれないけども、そのへんのそういう意味での提案者、あるいは提案グループ、これはどこにあったかということ聞いたわけです。どちらでも結構ですけども。

○菊島正博君

申し訳ございません。ちゃんとした記憶がないので申し上げにくいんですけども、私のほうからたぶん独断で持ち回りをしましようとか、ということは言っていないはずなので、要するに話し合いをして、協議をしてどうしましようかという段階で、それでは持ち回りにしましようということになったんであろうというふうに思いますが、記憶が定かではありません。すみません。

○野澤委員長

いいですか。少なくとも今の記憶では、自分が独断で判断したような記憶はないというふうに受け取ってよろしいですね。

○菊島正博君

持ち回り審議するということの起案、要するに最初の起案につきましては、自分から独断にするということはありませんので、そういうことはない。

○小林委員

ちょっと私、確認したいんですけども、菊島リーダー、持ち回りの場合は要するに審査会を開かなくて起案者から書類がまわっていくということですね、順次。通常の順番どおりに。どういう手順で通常は、この件で済むんですか。

○菊島正博君

先ほど委員長が説明していただいたとおりなんですけども、私の名前で起案をしまして課長、部長、副市長に決裁をいただいて、持ち回りしてよろしいかという決裁をいただいたのちに委員のところの、案を付けたものを見ていただいて、意見のある場合については意見を書いてくださいというものを付けて、今回については意見がなく、そのまま通ったと。

○小林委員

だから審査会を開いていないんだから、起案者から順々に、課長から順々にまわるという今の話なんだけど、それはやはり提起したのは、さっき担当とか委員長とかという、私は同様の、担当といったって、菊島リーダーが起案して起案者から書類が順々まわるんだから、それは誰かがやっぱり、さっき委員長という話もあったんだけど、委員長の持ち回りとかという、そういう話はなかったんですか。この26日の、この部分に関して。4つのこの部分。1つは、今までで最高額の18億6千万円ですよ。それは持ち回り。これは担当課のほうに、起案者、リーダー、担当課のほうで持ち回りしますからハンコを押しましたり、まわしますので、通常の常識で通りますか。

○菊島正博君

この件については、先ほど話したとおりであります。
よろしいですか。

○小林委員

私は審査委員会ではなくても、どういう会議か知らないけども、そういう会議を開いたのかなという考えでいたんだけど、会議は一切開いていないんだよね。開いていなくて、通常これがまわるにはどこかが、提起とかはっきりした持ち回りでやりなさいとかという、そういう指令が出ない限りは、なんというか担当の起案者、リーダーから今日は持ち回りです、ではお願いしますなんてまわる、普通は理由がないでしょう。どこの常識で考えてもそうだと思いますよ。菊島リーダー、もう一度。

○菊島正博君

持ち回りしなさいというふうなことは通常ないです。あり得ないですね。要するに協議をする中で通常の審査会には、ちょっと時間的な余裕がないということで、私のほうから説明をして、それであれば持ち回りをしましょうという、そういう判断だと思います。

要するに一方的に最初から持ち回り、要するに審査会を開く必要がないので持ち回りにしろとかということはないです。

○小林委員

菊島リーダー、さっき私自らそういう発案というか、提起したということはないとさっき発言したんだけど、どこかから言われたということをお話なくて、これだけの額を持ち回りで審査会を開かなければ、通常入札の段階まで達しないと思いますよ。さっき菊島リーダーも自分からは提起しないと言ったではないですか。

○菊島正博君

協議というか相談はします。当然どうしたらいいかという相談をして、その協議の中で持ち回りの決定ということになったと思います。

○小林委員

協議、提案した人は誰ですか。相談した人がそうしなさいと、そう言ったということですか。

○菊島正博君

私が相談した人ということですか。

○小林委員

自分から言ったわけでなければ、相談した人がそれをそうしなさいという話をしたということでしょう。

○菊島正博君

入札の参加資格審査委員会のことについては、委員長が副市長ですので市長ではないので、副市長と通常であれば協議します。

○小林委員

市長ですか。副市長でしょう。副市長に相談・協議をしたということですね。で、結果的に持ち回りになったと。

○渡辺委員

その経過については大体、どうしましょうかということの中で副市長、要するに委員長の了承を得て稟議の方式を取るということに決まったということだろうと。細かいそのやりとりについては記憶にないという話なわけで、そういうことがはっきりしたと思うんですけども、ここは証人喚問ではないですから、その思いも聞きたいんですけども、今、小林委員からも出ている大変な金額のものについて、委員会を開いて慎重に審議してやるという方法を取らずに持ち回りでこれでいいですかという形でやったことについて、たとえ慣例化していたとしても、今そういう方法でよろしかったのか、どういうふうに関今、考えているか。雨宮課長にお尋ねします。菊島リーダーはその場を外れていますから、雨宮課長のほうからお願いします。

○野澤委員長

今の時点で考えてみるとということですよ。

○雨宮茂貴君

当然、こういう取り下げという措置をこのあと取ったということ、それから内容を変更したということ等がありましたので、十分な審議がされていなかったということにはなります。委員さん方の参加資格についての審査をいただくのがもちろん必要ですし、結果的にはこの案件については先ほど言ったように変更、それから取り下げというような部分もありますので、審議が必要かとは考えますけど。

○渡辺委員

こういう大きな重要な案件について、今の時点ではこれでよろしいかという稟議でなく、しっかり検討すべきだったというふうに今思っているというふうに理解してよろしいでしょうか。

○雨宮茂貴君

当然、この時点では先ほどから言っていますように工期的な問題とか、入札の時期等がありましたので判断として持ち回りの決裁をとということで、審査委員会は開けなかったわけですけども、先ほどから言っているようにやはり取り止め等の措置を、この後取ったということですので、審議会は必要だと考えます。

○野澤委員長

よろしいですか。つまりこのことが、今のお話でも分かるように、そんなに契約担当のほうでは特異なことでは、その時にかなり特異なやり方という意識はなかったというふうに、つまり非常に悪い慣例だというふうに私は思うんですけども、持ち回りというのは比較的慣例的に行われてきた結果がそういうことを産んだというふうに今のお話を聞くと思うんですけども、そういう長年の審査委員会のあり方というのがそこに反映しているような気がしているんですけども、その点についてはどうでしょうか。

○雨宮茂貴君

おっしゃるとおりの形です。以前から持ち回りの決裁ということは、先ほど菊島リーダーか

らも話しましたが、月1回とか3回、合わない場合等については持ち回り決裁等をいただいていることが以前からありました。そういったことを含めて、これからの入札執行にあたっていきたいとは思っています。

○渡辺委員

何度もすみません。

時間がないからということで稟議でいいと、稟議でやるということについては極めて危険で安易だと思うんですよね。よくあるんですよね。議会でも専決処分というのを執行部がやって、時間がないないといっているんだけど、よく考えるとその余裕は十分あったと。ですから真にやむを得ない事情ということでない限りはきちっとやるべきだと思うし、場合によっては仕事をずるずるして、そして最後、時間がないからといってやるという、そういう安易な対応にまでなりがちなんですよ。ですからやっぱりそういう決まりというのはありますし、そしてたとえ話は議会と執行部の関係でもそうなんですけども、専決処分というのは真にやむを得ないとき以外はやるべきではないと。ちゃんと議会の承認を得るだけの準備をしてやりなさいというふうになっているわけなんですよ。ですからその点について、まだ今のお話しではシビアな見方がちょっとないのかなという気がするんですけども。もし感想があったら言ってください。

○菊島正博君

委員会を通さずという件については、先ほどから申し上げているとおり工期的な問題が一番なんです。当然、設計・積算を担当課で早くあげて早く準備をすれば済むことなんですけれども、そういう事例も、間に合わないからなんとかしてくれということが多々あります。今回の件につきましても、やはり工期的な問題が一番の理由だというふうに思っております。

以上です。

○志村委員

では先ほど渡辺委員がだろうというところで確認を取っていないので、一応確認しますが、持ち回りの起案をする段階で事前に協議をして、持ち回りでいこうという判断を副市長はしていたということでしょうか。

○菊島正博君

当然、その段階では、決定をいただいてから起案をしております。

○志村委員

その協議をする段階ですでに水道課のほうから工期的な問題が大きいよということは情報として得ていたということでしょうか。

○菊島正博君

そのとおりです。

○志村委員

工期が第一の問題ということでしたけども、ほかに何か問題はありましたか。

○菊島正博君

持ち回り決裁をする理由とすれば、工期の問題につきます。

○志村委員

分かりました。そして持ち回り決算を起案されたのは2月22日で2月26日に最後の産業観光部の農林土木課長が決裁印を打っています。これはその日に公告を出したということにな

りますけども、返った時点で出したというふうに理解して間違いないですか。

○菊島正博君

この案件がどうかということではないんですけども、通常であればすべてが返ってきてから公告は出すようにしています。

○志村委員

では、この案件がということに関していえばどうですか。

○菊島正博君

通常ではすべて返ってきてからですので、この案件についてもそうだと思いますが、一応全部返ってきてから手続きをするようにはしております。

○志村委員

あと一応、6億、2億の部分、土木建築については再公告ということに内容変更ということで持ち回りで問題ないというふうにも考えられるわけですけども、機械電気設備、それら排水場の19億と3億については、言ってみれば新規の事業というふうにも考えられるわけで、これを持ち回りで、公告委員会の持ち回り審議という形を取るということに関しては工期の問題があったにせよ、所管をする管財課の課長として雨宮課長、問題だとは思わなかったんですか。

○雨宮茂貴君

先ほどから工期のこと等が出ておりますけども、当然、委員さんおっしゃられるように土木建築についての再公告とそれから機械、配水場の築造は4件として持ち回り審議しました。先ほどから工期の問題と、それから設計、積算と予算の執行伺い等の関係、担当課ですけども、そちらの関係等も迫ってきていたというところで、さっきの最終的な工期の問題で4件について持ち回りの決裁を取らざるを得なかったと考えますけども。

○志村委員

考えますけどもなんですけども、一応、管財課でこれを出すというふうに手続きをしないとできないわけで、その事前の協議の中で、前の土木建築はともかく、ここに機械電気設備と配水場を入れ込んで倍以上の金額なわけですけども、ボリュームはともかくとしても新しい事業、ここに一緒に入れ込んでやると。これについても公告委員会の長である副市長とも協議をする中で一緒に、持ち回りでやっていいよというふうな判断を受けたということでしょうか。課長としてはそういうふうな形では、本来、通常はやらないんだと。それは事前の協議の中で4件一緒に持ち回りでやりなさいよというふうな協議がなされたということですか。

○雨宮茂貴君

4件まとめてとかという協議をはっきりしたと、新規がありますとかそういったことを含めて協議をしたという記憶はございません。

○志村委員

協議をした記憶がないということは、事前の協議の段階ではその機械電気設備と配水場が入っているということを副市長なり、その事前協議をしたメンバーがもし3人だとすれば、認識していなかったということですか。何人で事前の協議をされたんですか。副市長はほかの2件も一緒に、持ち回りでやるということを判断材料の中に認識していたのか、いなかったのかというところはどうなんですか。

○雨宮茂貴君

当然、予算執行伺いがある以前に回ります。その段階でこれは市長まで決裁を取っています

から、この4件について公告なり入札というものの段階を踏むということは事前に分かっているらっしゃると思うんですけども。ですからこの4件をでは持ち回りますよとか、そういったものに関して改めて、記憶としては協議をしたかどうか、新しいものもあります、古いものもあります、どうしましょうかというところはちょっとはっきりはしないんですけども、いずれにしるその4件を執行するというところについては決裁は当然、事前には取っていると思います。

○野澤委員長

他にどうですか。

(な し)

審査委員会を行わずに持ち回りにした件については、以上で終わりたいと思います。

2番目のOEM協定を結んでいるところということが公告に入っていたのを、その条件を削除する、これが3月1日に菊島リーダーのほうで起案して、そして決裁を受けているという形になっていますけども、まずこのOEM協定、これを結ぶようなこと、もっと詳しく言うとセラミック膜製造メーカーと3カ月以上のOEM協定ということになっていますけども、この削除を提案した、こういうことにしたらどうかということをもっと言い出したのは誰かということ、そのへんについて。

○菊島正博君

この件に関しては、市長だというふうに記憶しております。

○野澤委員長

そのもとで協議をしたということですけども、理由について一応、削除の文書の中にもありますけども、もう一度、どういう理由で削除すべきというふうに考えたか、もう一度理由について説明をお願いします。

○菊島正博君

削除の理由ですか。

○菊島正博君

まず削除の前にこの入札公告、持ち回りだったんですけども、これについては先ほどもちょっと申しましたとおり、すでに市長、副市長と公告内容について了承を当然得ているものですから、このままでいくものと担当としては思っているわけなんですけども、そこで削除ということですので、私個人の理由ではなくて指示されたから削除したということになります。

○野澤委員長

当然、市長がそういうふうに言ったわけですが、そのときの市長の理由付けはどのような理由だったんでしょうか。

○雨宮茂貴君

ご存じのとおりOEM協定を結んでいることということですので、結んでいる会社は入れる。しかし製造メーカーは入れないというふうな形になりますから、そういうふうに、緩和という形で拡大をしたということですけども。

○野澤委員長

入札の公平性に欠けるから、これを削除したということですね。それについて、もし何かあれば。

○雨宮茂貴君

そのとおりなんですけども、競争性等を確保するためには削除したほうがよろしいという案

だったと思います。

○野澤委員長

この件に関して今、市長のほうからのそういう提起ということですが、具体的にどんな形でそのあと協議がなされたのか。協議がなされずにもうそのまま、そういう削除を出したのか、そのへんについて。

○菊島正博君

指示をされたというのは個人的に指示をされたということではなくて、何人かで部屋で話し合いの中で、そういう話になったと思います。そのあと、例えば入札参加資格審査委員会で審議するとかそういうことはございませんでしたので、その場で決定、その後すぐに取り消しの起案をして取り消しをしたと。取り消しというか、変更ですね。公告の変更の起案をして、その日のうちの対応だと思います。

○野澤委員長

つまりこのOEM協定の削除に関する事で何人かが集められて、そこですぐ協議をしてすぐ決定をして削除ということになったということですね。

○菊島正博君

そのように記憶してございます。

○野澤委員長

そのときの協議に加わったメンバーというのは、分かりますか。もちろん市長はいますよね。副市長は。

○雨宮茂貴君、菊島正博君

分らないです。

○野澤委員長

分らないですか。市長はいました。分かる人だけで結構です。

○雨宮茂貴君

あと、2人はいたかと。

○野澤委員長

あと水道課のほう、公営企業部のほうはどうだったんですか。菊島さんは。

○菊島正博君

またここへ、その話を続ければ自分がいたとかという話になるかもしれないですけども。

○野澤委員長

分らないですか。別にちょっと無理な。

先ほどの審査委員会のほうの話も出たんですけども、こういうことを見ると市長は審査委員会に加わらないわけですけど、市長がそういう、市長もわれわれ、私が見る限りそちらの専門家でもなんでもないわけで、どうしてそういうことを言い出したかというのは、何かそのへんの背景について、市長からなんらかの説明がありましたか。

○雨宮茂貴君

特にそういった記憶はないです。

○菊島正博君

私も同じくです。

○上野副委員長

ちょっといいですか。

○野澤委員長

どうぞ。

○上野副委員長

みんなが、例えば市長に呼ばれてこういうのを削除しろと、不思議に何にも思わないんですか。普通一般的に、自分が提案したものを。なにか違和感を感じるころは、そういうことはなかったですか。

○雨宮茂貴君

ですから先ほどちょっとお話ししましたとおり、市長のほうもOEM協定というものがどういうものかということ調べたからかもしれないけども、その中で製造メーカー等が入れないということは分かった、自身が分かったということで削除したほうがいいんじゃないかというふうな意見をいただいたかと思うんですけども。

○上野副委員長

みんなはOEMを提案したんでしょう。OEMがいいと。そのへんに対して削除って、例えば市長も研究したんだろうと思うけども、このへんの違和感というのは担当としてどうですか。

○雨宮茂貴君

公告の内容ですね。これにつきましては原案的なものは担当課、事業課のほうで作成しています。当然ここにあるOEMという協定ということも、原案のほうに入っていたということで、ある程度、事業課サイド、あと管理等の面を考えた中のそういった入札参加資格について、OEM協定を結んでいるところというふうなことで入れられたかと思えますけども、そういったものことなので、ちょっと事業課等の思いというかそういったものがあって入れた部分でございます。

○上野副委員長

そうなるとさっきは2人と市長とあと何人かいるけども、当然そのときには水道課がいないとそういう話にならないですね。担当というか要するに水道課が一番、そのOEMはこだわらるんでしょう。そのへんでみんなが勝手にOEMを削除してしまえという話にはならないような気がするんですけども、そのへんどうですか。水道課もいましたか。

○雨宮茂貴君

ですから、その場にいたかどうかはちょっと分からないんですけども、いずれそういったことは、事業課サイドとは話をして削除することは決めていかなければならないと思います。

○上野副委員長

だからそのへんが、その場ですぐ決定したというんだから、その以前にも水道課と削除の件で管財は協議したんですか。そうではないですね。当然、何人かで協議した中でそういう方向でいこう、その場で決定したというんだから、当然水道課の意見だって聞かなければ、みんなだてでできないわけじゃないですか。そのへんはどうですか。

○雨宮茂貴君

当然、水道課なりの案とか希望というかそういったことであることですから、その件に関しては、削除についてもなんらかの形で話はしてやっていくという形にはなっております。

○上野副委員長

形になっているけれどだから。

○雨宮茂貴君

その場にいたかどうかということは。

○上野副委員長

場にいたというのは、その場でなければ、すぐ決定したというのは、リーダーがそう言いましたね。その場にいないければそんな決定はできないでしょう、普通、常識的に考えてどうですか。忘れたならしょうがないけれど。

一般的にそれでは通らない話だという気がするな。

○渡辺委員

大体この問題も分かったような気もするんですけども、今の話で、水道課のほうとしては後のメンテナンス等も考えてOEMというものも入れたということで、市長のほうとしては製造メーカーも入れて、同時に競争性も確保するというので、これははずしたほうが良いということなんですけれども、先ほど菊島元リーダーの話だと、市長の命令だからやったということなんですけれども、そういうように大きな問題が、それをどちらにするかというときがあったときに、管財および事業課、どちらにもかかわることなんですけれども、こういう形にやったときに、メンテナンスが大丈夫かとか、あるいは製造メーカーも入れたほうが競争性がどういように高まるかとか、そういう議論というのはしなくて、ただ命令されたから、指示されたからそのとおりにするということがあったんでしょうか。

そのへんの議論というのは、大事なポイントが含まれているわけで、やはり安易に言われたからパッとやるということではなくて、仕事をやるというのは、それぞれ責任を持って、それぞれが見解をもってやるということなんだろうから、そのへんについては、きちんと議論されたのかどうかを伺います。

○菊島正博君

本当に先ほども申したとおりのことなんですけれども、これは公告を出す段階で、出す前に当然議論をしている話なので、公告を出す段階ではこれでいいだろうというような判断を、私どもも持っています。

それを変更しろというところなんですけれども、今回のこの件に関しては、議論ということではなくて、別にOEM協定のところを削除して変更しろというようなことだったと思います。

○渡辺委員

繰り返して悪いんですけども、トップがいて、こういうようにしたらいかがですかとか、しなさいとか言われたときに、やはり事業課なり、それから管財課というのは、もしそれをやった場合、今回の場合だったらメンテナンス上の問題はどうなるんですか、大丈夫でしょうかねという問題や、それからこの競争性が実際に高まるんですかねとか、そういうことをきっちり言うのが職員の仕事ではないのかなと、事業課、管財課の仕事ではないかと、そうしなければトップのほうだって、何の意見もなく、言ったらそのままやってしまうというんだったら、これはトップも神様、仏様ではないんだから、ちっとも高まらないと思うんですけども、ですから職員の役割というのは、きちんとものを言うということではないかと思うんですが、それが言えなかったということですか。

○雨宮茂貴君

公告の内容の中で、やはりセラミック膜製造メーカーと3カ月以上のOEM協定を結んでいくということが第1番にありますので、そのほかにも専任の監理技術者を配置するのですとか、

導入後の維持管理について等、これについても県内の官公庁とメンテナンス契約の実績があるとかいうようなことはうたっております。

ですから、維持管理についても、このセラミック、OEMを削除したということで、ほかの維持管理の件についての資格、参加要件、資格要件にはほかの管理上のもは含まれて削除はされておられませんので、そこはメーカーさんが入ったとしても、そういったメンテナンス的なことはやりなさいということには。

○渡辺委員

職員もそう判断したということですね。

○志村委員

まず、OEM協定の条件がついて、この公告案を出すということについて、OEM条件を付けたことについての意味は、管財課としても理解されたということによろしいですか。

OEM条件を付けている理由はどういう理由、なぜかということは、今出ましたけれど、そういうような認識はあったということでもいいですか。

○雨宮茂貴君

やはり、先ほどから出ていますように、維持管理的なこととか、そういった面で、製造メーカーより、より代理店さん、現場サイドで掘っていくところという形になりますので、そういうところを選定の理由にしたかと、管財課のサイドで事業課の意見ですね、そういったことでやったのではないと理解しています。

○志村委員

というようなことを事業課から説明を受けていったということによろしいですね。

○雨宮茂貴君

直接説明でこういうことだよというところまではないかもしれませんが、内容的なことについては、そういうこういう意味という、聞きなれない言葉ですけども、こちらの方としても、そういうことということで。

○志村委員

できるだけ端的に聞いて、端的にお答えできればと思うんですけども、OEMという聞きなれない言葉は、条件に入っているわけですから、これはどういうことということは聞いていましたよね。

○雨宮茂貴君

はい。

○志村委員

OEM条件を付けることによって、公告する前に、OEMの条件に該当する入札参加予定者の数というのは分かっていました、管財課として。

○雨宮茂貴君

やはりこのOEM協定を結んでいるか否かということですので、うちに出してあります入札参加資格の申請では分からない。

うちの資料からは分からないんですけども、メーカー、設計メーカー、そちらのほうからの調べで、8社くらいはあるということを聞いています。

○志村委員

多分通常入札公告を出すときには、どのくらい応札があるかなということをまったく検討も

なく出すことはないと思うので、そのへんは把握した中で、この条件でいこうということになるかと思うんですけども、もう1点、今回のその機械設備について、最初の公告の中では、8千トンという条件がついていまして、8千トンに見合う、しかもOEM協定を結んでいる入札参加資格を持っている業者というのはどのくらいあるかというように、管財課としては理解していたのか。そのへんはどうですか。

○雨宮茂貴君

8千トンという、あとからまたこれは取り下げの理由の中の1つにもなっています。最終的には、メーカーを3社しかなかったということになっています。

その時点では、3社ということは分からなかったということですけど。

○志村委員

公告する時点では、2月26日の公告を出す時点では、8社のうち3社ということは分からなかったですか。

○雨宮茂貴君

はい。

○志村委員

分からなかったということですけども、ではこの条件と参加者数不適用というのはなぜ不適用にしたんですか。7社以上とかいうことではなくて、不適用。

○菊島正博君

まず入札参加数の確保については、これを入れた時の経緯があるんですけども、なるべく多くの業者さんに参加していただきたいということと、市内業者を優先して入れていただいて、市内の業者さんにも入札に参加してほしいということで入れたというようなことを伺っています。これは私が来る前なんですけれども、通常一般競争入札については、入札参加数を何社以上というのは求めないんですけど、笛吹市の場合は、そういうような経緯もありまして、入札参加数を入れていたわけなんですけれども、この入札に限らず、特殊な工事ですとか、市内の業者ではない業者が対象の工事などは、強制して何社以上参加してくださいということも言えませんが、不適用というようなことが多くなっております。

○志村委員

ということは、8社、後になってみたら、OEM協定で可能なのは8千トンという要件を入れれば、3社かもしれないという中で、参加者数を不適用にしたというのは、そもそもこういう大掛かりな工事ということで、もしかしたら1社か2社か、あるかないかも分からないくらいハイレベルなというか、工事自体が難しい工事、要件の厳しい工事、あるいは事業課としてある程度参加者資格を絞った要件を設定した中で出したいというようなこともあったというように思うわけですけども、今のいくつかお聞きしたことからいうと、本当に限られた業者さんが対象になるのかなというように感じるんですけども、このへんはやはり不適用という参加者数の設定で、適切だというように思っておりますか。

○雨宮茂貴君

先ほどリーダーのほうから話がありましたように、特殊な工事ということで、一般の土木、建築等についてはある程度、一般競争入札の場合は数社、3社ですとか、そういった参加者数の確保はしているわけですけども、こういった特殊な工事で、応札者が、対象となる業者数はカットすることは当然ですけども、応募がない場合、あまりない場合も考えられる部分に

なる場合は不適用とさせていただきます。

○志村委員

あと1つ、8千トンの処理能力、これについてはなぜこういう設定をしたのかということは聞いていますか。

○雨宮茂貴君

これも昨年から議会等でも、全員協議会でもお話が出ていますけれども、ここの御坂浄水場の規模が8,090トンの規模で、それとまったく同レベルということで、事業課で8千トンという基準を策定したということです。

○志村委員

ということを公告を出すときには聞いていて、日量8千トンという条件で出したということですね。

○雨宮茂貴君

原案として8千トンという設定を事業課からいただきましたので、そのまま出させていただきました。

○志村委員

分かりました。

○野澤委員長

ほかに

○小林委員

8千トンを1千トンに変更しましたよね。それはどこからの提案ということですか。要するに8千を1千に変更したのは、どういう理由と、どこからの指摘、提案か。

○雨宮茂貴君

先ほどから出ていますように8千トンでOEMは削除したんですけれども、業者数ですと3社しかないということで、競争性が保てないではないのではないかということの協議の中で、極端に1千トンという形になりましたけれども、それは容量が1千トンということで、実質経験をしている、8千トンを経験しても、1千トンの規模のものを経験、製作しても、内容的には変わりはないもの。その規模・・・。

○小林委員

だから今、誰の提案か。どこからの提案、誰の提案、8千を1千にした理由、菊島リーダー。

○菊島正博君。

私にですか。

そのときには私は全然関わっておりませんので。まったく関わっていませんのでわかりません。

○志村委員

7月ですから。

○上野副委員長

それ以前。

○小林委員

そうですか、これは7月でしたか。
では、雨宮課長。

○雨宮茂貴君

ですから先ほどから言っているように、事業課・・・。

○小林委員

端的でいいです。端的に答えてください。

○雨宮茂貴君

事業課と管財課内で協議をさせていただきました。

○小林委員

その協議をした一番の、誰がそれを提案したか。

○上野副委員長

何もなければ協議をしないということ。

○小林委員

協議をするその前、誰が提案をしたか。

○雨宮茂貴君。

ですから規模を見たので、それは集まった協議ですので、誰が提案したということではなく、3社しかないということが分かりましたので、明らかに。リストをですね・・・。

○小林委員

その前に、3社しかないと言っているんです。最初から入札者数が少ないという部分を持っているんだけど、ではなぜ不適用がついているのかということですよ。なぜ不適用を付けるか。不適用は1社でいいんですよ。だからそういう矛盾という、それを一緒にしたらそんな簡単に、軽率にそんなことは言えないはずなんだけれども。

○雨宮茂貴君。

当然一般競争入札ですので、ある程度の参加が見込める業者数として、確保しなければならないというのがあります。その中で不適用という形を取っているんですけど、参加の要件を満たす業者が3社しかないということで、これは少ないのではないかということです。

もともと、応募できる資格が3社しかないということが分かったというところで、その8千トンを変えたということなんです。

○小林委員

OEM削除は市長からの発言で、この削除に関して、最初は8千トンが3社あるということでは分からなかったと言いましたよね。だからいろいろ考えるときに、この18億を入札するのに、8千トンの適用する会社がどのくらい、何社くらいあるという部分を把握できなかったのかという部分と、公告をして入札の直前とか、公告して直後とか、そういった部分の取り下げとかいろいろな変更が多いただけれども、入札担当の職員として、さっきは結果的にはという話はしたんだけど、このOEMに関しても、かなりの時間を費やして、このOEM協定で入札を公告したはずなんだけれども、このへんのところは結果的にはどう思います。菊島リーダーから。

○菊島正博君

この件に関しては、自分の意見でよろしいですか。

特殊な工事ということもあって、あと事業課のほうでもちゃんとしたものを当然造りたいということで多分8千トンという同規模のものをしたと思うんですけども、自分としては1社でもあれば、入札してよかったのではないかなと、そのために入札参加数を求めています。

で、ちゃんとした業者が入札に入ってきてくれて、落札して、工事をしっかりしていただければ、別に1社でもいいのかなと、特殊な工事だけにですね。というような感じではおりました。以上です。

○雨宮茂貴君

当然、今、菊島リーダーが言うように、入札して、あとのメンテナンスも含めた中で、正当な工事ができればこれに越したことはありませんので、あとはしかしそうは言っても、ある程度競争性は確保しなければならないのではないかとこの部分もございました。

○小林委員

競争性も不適用が入っている限りは1社でもいいんだからという部分をね、課長の言っていることは矛盾しているかと、そういう部分は、だから要するに、ちゃんとした仕事ができる、メンテができるという部分で不適用を最初入れたんだから。以上です。

○渡辺委員

この変更によって、結果として別の問題もあるわけけれども、競争性は高まったというように考えられますか、結果として。

○雨宮茂貴君

OEMを削除したこと。

○渡辺委員

OEM削除、それから1千トンということ、その変更によって。

○雨宮茂貴君

競争性が高まったと考えています。

○志村委員

OEMを削除して、メーカーが入れることによって競争性が高まったというのと、OEMを削除して、さらに1千トンにして競争性も高まったというのは、同じ競争性が高まり方ではないと思うんですけども、OEMを削除ということで、最初の公告ですよ。再公告で1千トンにしたのは別にして、最初の公告でOEMを削除して、参加者数不適合で、競争性が高まった。1社でも増えれば高まったといえるのかもしれないけれども、そういう認識でいいんですか。

○雨宮茂貴君

そういう認識です。

○志村委員

それで、最初の公告で、入札の参加申し込みが3社あったかと思うんですけども、結局このあと多分また委員長の方から、取り止めの件についてあると思いますけれども、取り止めまでの間に、辞退されている業者があるかと思うんです。この辞退された業者はいつ辞退届けを出したのか、辞退届けを出した業者名も分かりましたらご説明をお願いします。

○菊島正博君

資料がないので確かな答ではないんですけどよろしいですか。

3社はメタウォーターと、理水化学、水道機工というような名前の、今2人で話をしたところ、その会社ではないかなというようなことなんですけれども、最終的に残ったのが理水だけで、2社辞退して1社しか残らなかったです。

名前がちょっとうる覚えなので、どの業者がどういう順番でというのは分かりません。申し

訳ないです。

○志村委員

では、いつ業者名は多分その3社で間違いないと思うんですけど、いつ辞退届けを出したのかということと、辞退届けに理由が、顛末があればその理由、なければもし理由を聞いていれば、その理由、これを後刻で結構ですので、確認してお知らせ願いたいと思いますが。

委員長お願いします。

○野澤委員長

よろしいでしょうか今の、後刻で結構ですので。

○菊島正博君。

後日ですね。

○志村委員

お願いします。

○野澤委員長

ほかに。

このOEM協定の削除については終わりたいと思います。

ちょっと長引いていますけれど、トイレ等に10分間の休憩をしたいと思います。

あと少しすみませんお付き合いをお願いします。

3時10分から。

(休 憩)

○野澤委員長

引き続きをお願いします。

先ほど言った3番目の問題で、いよいよ3月15日に菊島リーダーのほうで提案して、この件が取り止めということになったわけですけど、このへんの経緯について、誰が最初、最終的には協議なりするにしても、みんなを集めて、取り止めの方向に持って行った、そのへんの経緯について、ご説明をお願いしたいと思います。

○雨宮茂貴君

先日も匿名文書というようなことで、記録の提出要求を求められたところですよ。その文書的なものはないという回答もあった中でですね、その文書の中には参加者が少なく、競争性が保てないではないかとか、それから応札の辞退、水道課の職員に対する中傷的なことですね、そういったものがあつたというようなことで、回答の中に掲げてありますけれど。先ほどから出ています8千トンで、OEM協定については削除した後の業者数の一般競争入札しても3社、対象となる入札数だということは、この文書なりをもらった後に確認をした中で発覚したということがあります。

そういったことで、取り下げの理由の要因となったのではないかというような回答をさせていただいているようですけども。

特に先ほどから出ています、8千トンという規模の要件によって、参加できる業者数が少ないのではないかということが、一番取り下げの要因となって、昨年非常に全員協議会等でも前の部長からお話をさせていただいているところです。

○野澤委員長

取り止めというのは、今も説明がありましたけれど、この市長への匿名文書が取り下げの1つの要因になったというような回答の文書が、1つの要因になったというようなことですけれど、この文書で取り止めという話が一挙に進んだというように理解してよろしいでしょうか。

○雨宮茂貴君

事業課サイドでも、再度、設計を携わった業者のほうに確認をしたところ、3社しかないということ等が確認でされたと、水道課のほうで業者に確認をしたところ、そういう結果があったということです。

○野澤委員長

具体的には協議というのは、回答文書には市長、副市長、山下総務部長と、雨宮さんや、菊島さん、それに松岡公営企業部長、水道課長というようなんですけれども、そこでどのような協議がなされたか、もうちょっと具体的に。

○雨宮茂貴君

記憶ですと・・・。

○野澤委員長

その文書は皆さんに配って。

○雨宮茂貴君

そうですね、当日、市長のところ匿名のものでこういうものがあったということで、総務部長からの招集で集まったと。今言われたメンバーが集まったと。そのときに見せていただいたと。内容等を精査したほうがよかろうということで、その中の参加業者数というものをあらためて担当の水道課のほうでしたということでございます。

文書については、持ち帰りではなく、その場で回収をされましたので、その後の現在、文書がないということですが、どういう扱いをされたのかということは、私たちはちょっと分かりません。

○野澤委員長

この3点で、競争性が確保できないと、その匿名文書は言っていたのかもしれないけれど、それを本当にそういう形で、協議の中で言うとおりでということなんですか、そのへんの協議は十分したわけですか。

要は1社でもいいわけでしょう。極端に言って、そういう前提で公告を出しているわけですから、そのへんのことはどうですか。

○雨宮茂貴君

ですから、もとの器ですね、応募してくるのは当然不適用とされていますので、1社でも入札は成立するということになりますけれども、もともとの参加する資格を持った業者さんの数がもう限られているということなんです。

○野澤委員長

ここはちょっと、最初の意味はこっちではないかという感じもするんですけれど。

それで、その取り下げる1つの理由という言い方に、ちょっと突っかかるんですけれど、これが管財課で作った回答書ではないですか。

これは総務部長が、さっき言ったように、取り下げる1つの理由になったというから、ほかにもいわゆるこのことが取り下げる理由として考えられる、その協議の中でほかにも上がって

きたのではないかということを考えるわけなんですよ。そういうのがもしあればなんですけれど。

○雨宮茂貴君

一番全面に出るのは、取り下げる1つの要因というのは、1つというのはかなり重い1つと考えておりますけれど、あとのことについては、ちょっと今の段階ではちょっと記憶がないですけど、もともとの文書、作成していただいたのは、当時の部長さんなりで作成していただいたかと、原案を作っていたかと思っています。

○野澤委員長

その文書は2人ともコピーを見ている、文書の調子とか、何とか、読めば大体、読んでないこのまとめでは分からないんですけども、どういう筋からの文書かって、見当はまったくつきませんか。

○雨宮茂貴君

そのときに渡されて、そのまま戻した、その場だけで見たものですので、当然記憶としては、この3項目挙げられていますけれど、そういったことの内容はあったと記憶はしていますけれど。出し手がどういう方とか、どういうことはちょっと。

○野澤委員長

そういう中で、水道課の職員の名前が、実際にいない職員の名前が書いてあったというように回答書にあるんですけど、実際にいなくても、市役所に同じような名前の方がいたのか、まったくいそうもないような名前の人だったか、そのへんの記憶はありますか。

○雨宮茂貴君

名前は、当時の担当者ではないという、この程度ですけど、果たしてなんという名前が書かれていたかということは記憶にないです。

○野澤委員長

菊島さんはどうですか。

○菊島正博君

ここに書いてある、水道課の職員、実際はいない職員の名前ということですよ、私も全然記憶にないんですけども、ここに書いてあるであればそうなのかなくらいしか分かりません。

○野澤委員長

要するに勘違いで名前をそこに書いたのか、まったくあてずっぽうにわざと書いたのかというのは、どういう名前を書いたか、多少そういう判断も利くかなと思ったんですけども、名前を覚えていない。

○菊島正博君

この中で、実名でちゃんとしているのは、その業者さんの応札辞退、要するに業者さんの名前くらいで、あとは多分でたらめではないかなというくらいの判断ですけども。

○野澤委員長

私のほうからは以上ですけど。

○渡辺委員

端的に言って、この取り止めの1つの検討のきっかけになったのが、その匿名文書、怪文書ということであって、それで会議を開いて、その場で水道課のほうからその参加資格が従来の公告によると3社だということで、そういうことも含めて、取り止めて再公告するほうがいい

だろうという結論に至ったというように、理解をしてよろしいでしょうか。

○雨宮茂貴君

はい。

○志村委員

3月15日の日に取り止めをしている、その日の内に、午前中かなと思うんですが、その協議をして取り止めが決定したということ、その1つの重い要因が匿名の文書というお話しでしたが、3月14日までの間に取り止めうんぬんという話はありませんか。

○雨宮茂貴君

ありません。

○志村委員

ということは、取り止めの要因はその匿名の文書であるというようにも言えると思うんですが、それでよろしいですか。

○雨宮茂貴君

その中にもありますように、引き金、きっかけとなったというように。

○志村委員

その協議の中で、そうは言っても3社申し込みがあつて、2社辞退して、1社残っていると、1社残っているわけですから、協議というくらいですから、この文書の取り扱いをどうするか、このいただいた環境には協議を行っていかげなものが、内容を見ることができないという判断から、公告内容に変更が生じたためという理由で取り下げというようにあるわけですが、1社いで不適当なことから、そのまま入札を執行するべきだという話は出なかったんですか。

○菊島正博君

その話は私が出しました。

入札を執行する。前からのつながりなんですけれども、不適用になっているので、このまましたらどうですかと言ったんですが、先ほどから説明があるように、入札参加資格が例えば何社か、多くあつて、そのうち1社しかなかったのであればしょうがないんだけど、もともとの参加できる業者数が、調べた結果3社しかなかったのは少ないのではないかとということが、取り下げの理由になっていたということです。

○志村委員

それはその協議の中でそういう話になったということですか。

○雨宮茂貴君

協議の中です。

○志村委員

協議の中でその3社しかないということを確認したのは、匿名の文書にそういうことが書かれていたのかどうか分からないですけど、仮に書かれたとすれば、応札業者、応札可能な業者が少ないのではないかと指摘が、そこにもしあれば、それを事実確認をその場でしたんですか。協議のその場で。

○雨宮茂貴君

水道課のほうで確認をしていただきました。

○志村委員

協議の場所に、水道課長も担当もいたわけですね。その場ですぐに分かるのではないです

か。

○雨宮茂貴君

8千トンの実績ということですので、担当はこのときはいませんでした。志村ですか。課長のほうから多分指示をして、確認をさせたというように聞いております。

○志村委員

そうですね、課長と部長になっていますので、担当はいなかったということですが、前に、設計業者さんに証言していただいたときに、設計業者さんは8千トンの実績がある業者のリストを、公告前に渡しているということです。ということは、あとはそのOEMの協定うんぬんということも、OEMの協定を結んでいる、市と結んでいる業者さんが何社あるかというのも管財課では分かるんですね。そうすると公告の前の段階で、もう応札業者数は8社ではなくて3社くらいだろうというのは分かっていたんではないですか。どうですか。

○雨宮茂貴君

管財課としては把握をしていませんでした。

○志村委員

菊島さんも把握はしなかったですか。

○菊島正博君

今言われた設計業者から名簿が、業者名簿が渡っていたというんですけれど、それは入札前には見ておりませんので分かりませんでした。

○志村委員

では水道課レベルでは確認をしていたのではないかなと思うんですけれども、これは匿名の文書に、先ほどの話ですと応札業者の件くらいで、あとは内容的には判断、でためめではないかというようなことがありましたけれども、その中で、もしそういうことで今後、入札参加資格が少なく業者数が確保できない、業者名を上げて応札辞退を示唆していたとか、職員に対する中傷とかありますけれど、こういう投げ込みかもしれないんですけれど、情報的なものが、今度は入札の公正入札調査委員会に諮るような対象とはならないんですか。その場で協議だけで、はい止めますということで、扱いとしてはよかったんですか。

○雨宮茂貴君

公正入札調査委員会の目的、主目的というのは、入札談合に関する情報に対してに適用して実際開くことになっております。

ということで、公正入札調査委員会の部分からは、ちょっと離れるかと思います。

○志村委員

その匿名の文書の中には、談合とか、うんぬんとか、そういうことは書かれていなかったということですか。

○雨宮茂貴君

そういうことは書いてなかったと思います。

○志村委員

それにしても、その6名の協議で、匿名の文書を理由に、申し込みもしている業者もあるにもかかわらず、やはり取り止めをするということが、その菊島さんは1社でやるべきだという判断をされた、話もされたということですが、菊島さんのほかにはそういうご意見はなかったということですか。

○雨宮茂貴君

ほかからは出ていないと思います。

○上野副委員長

業者名上げて応札辞退を示唆していたんだよね。そういうのは談合というのではないんですか。談合情報に当たらないんですか。というのは、そのようなことが分かっている、それが分かっているからいかなものかなと、進めてはまずいかなということで、やめた部分があるので、そういうのは談合情報の一種にならないですか。どうなんですか。

○雨宮茂貴君

談合情報による場合で、委員会等を開く場合にも、発進元がはっきりしている。例えば報道機関から出ているとか、当然実名で来たものについては、そういったものは取り上げ、談合情報として取り上げます。

今回のように、匿名ということで、投げ込みの文書というようなことでありましたので、公正入札調査委員会の審議とは・・・。

○上野副委員長

ならなかったということですね。それにしても匿名だからということで、今まで自分たちがすごく苦勞してつくりあげてきたものを、簡単に取り止めというのは、おかしいと思うけれど、みんなはそういうものをおかしいと思わない。(発言内容不明) そういうことを認めたいでしょう。それだから、匿名だから、そういう入札委員会を開かないという、それは筋が通らないような気がするんですけど、どうでしょう。

○雨宮茂貴君

先ほどから言っていますように、あくまでも信憑性というものが一番です。おっしゃられるように実名を出した業者の辞退というものはあったわけですけど、先ほどの内容の中の職員の名前ですとか、そういったものが架空というか、存在しない職員の名前ですとかいうことで、公正入札調査委員会の審議とはせず、その場の判断をしていただいたということになります。

○上野副委員長

そういう位置付けでは、何も取り止めにすることはしないような気がするんだけど、そのへんはどうなんですか。

○雨宮茂貴君

先ほどから言っています、入札参加者数ということ新たに確認したというところで、業者数の確保ができてないということが要因になって、取り下げというようにさせていただきました。

○渡辺委員

今の件ですけれども、往々にしていろいろな利害が絡んだり、告発者というのはなかなか実名を出さない場合も多いわけで、その文書がどうこうという問題は、中身がどうこうという問題はありますけれども、それが匿名であるかないかが正規の機関にかけるかかけないかの境目だという考えは、ちょっとこれはおかしいではないかと、それで言ってみればほかの委員会も有名無実になって、稟議になっていると同じように、今回もその問題も結局は正規の機関ではなくて、特定の招集でそれでおしまいになっているということで、やはり正規に位置付けられた機関は機能していないということについての、やはり問題意識というのは持ってもらうなければ困ると思うんですけど、そのへんはいかなものですか。

ちょっと課長に、そのへんの見解や、そういうことを一職員、あるいは課長としてそういう市の運営の仕方についていかなものか、どうしているか、一職員として聞きたいんですけど。

○雨宮茂貴君

いずれにしても、そういった情報があったからということで、引き金にはなって取り下げたという結果になっています。

先ほどの入札参加資格審査委員会もそうですけれど、こういった組織、それぞれいずれの委員会につきましても、市長からの命でやっているという組織ですので、最高決定者がいる中の協議の中ということで、今回はそういう組織をさせていただきました。

○渡辺委員

いずれにしてもさっき言ったように、匿名であるか、ないかは、その公正入札の調査委員会のかけるか、かけないかの判断の境目になるという考え方は、これは私は駄目だと思うんです。もちろん今回の場合については、匿名のものでありながらも、市長がこれはどうしたらいいかなということで、主だった人に意見を聞いて、そこで検討して取り止めをしたということについては、そういう説明だったなということは分かりましたけれども、とにかくそこが境だということを書いていたら、結局これから談合情報とかそういうものをきちんと処理できないことになるということで、今の、さっきの考えは止めていただきたいと思います。

○小林委員

上野委員と、渡辺委員の関連ですけれども、あなたたちは、言っている話が要するに匿名だからこれは公正入札調査委員会にかけなかったと課長は言っているんだけど、匿名とはいえ、この文書が回答として、市長の回答としてこの百条に返ってきている回答は、1つの要因になったと、取り下げの1つの要因になったと、こう回答してあるんだけど、今日の聞き取りの中で、1つの要因ではなくて、これが100%要因というように、今までの聞き取りの中で感じていますが、その要因の中で、これは要するに匿名だから公正入札調査委員会にかけなくてといったって、実際これはほとんど大きな要因として取り下げを行ったんだから、これはやはりこの調査委員会へかけるべきだと、私は思います。

設置要綱の第2条の中の(1)の中には、入札の延期、その他の入札談合に関する情報があった場合の対応、これは履行に匹敵すると思います。この部分で取り下げを行っているんだから。こういう部分へかければ、結果はどういう結果であろうと納得します。

だから途中の、この前の聞き取りのさっきのOEMの場合にしても、この場合にしても、矛盾がちょっと多すぎるのではないですかね。菊島リーダー。

○菊島正博君

今回の文書に関しては、全部覚えているわけでもなくて、その後破棄されているということなので、見ている方もいらっしやらないのでなんともいえないと思うんですけど、私自身の感想は、でたらめの文書だと、匿名の文書でなくて、怪文書的なものであるというようなことで、これは気にしないで、そのまま入札したらいいかたがたかというようなことを、そのときには言ったんですけども、談合の情報は先ほど課長が言ったように入っていないし、誹謗中傷のようなことがほとんどだったような気がしていますので、特に入札に関するというような文書ではなかったというように思っておりますので、今回に関しては、公正入札調査委員会にかかる案件ではないと思います。

○小林委員

雨宮課長は。

○雨宮茂貴君

同じですけど、内容的なこと、入札に関してという形のものではなかったと。当然、参加者数とかありますけれども、職員に対しての入札をうんぬんというような、ちょっと限定してどこの業者さんがこういうようなことで談合しているとか、こういうようなことで誰々が落札するよとか、そういった意味のことではなかったです。今回はそのようなことはしませんでした。

○小林委員

菊島リーダー、そういう怪文書だから、こういったものに惑わされずに入札を取り止めをしないで、続行したほうがいいのではないかという意見を出したという、リーダーの今の話で、最終的に取り止めを決定した人は誰ですか。

○雨宮茂貴君

市長が決定は当然したわけです。

○小林委員

その場所は、この3月15日に市長宛に匿名の文書が届いたということで、その日のうちに午前中に市長が総務部長から招集がかかったということですよね。その場に市長も、副市長もいたわけですよね。この協議の中に、その場で市長はそれを決断したということですよね。15日の午前中に即。

○雨宮茂貴君

記憶は、朝招集がかかっています。

○小林委員

その場で取り止め。

○雨宮茂貴君

そうです。

確認をした後に取り止めという形になっています。

○志村委員

菊島さんが、この怪文書などは相手にしないで、このまま入札するべきだというように、協議の中でおっしゃって、それに対してどなたか何かおっしゃられたんですか、反応はいかがだったんですか。

○菊島正博君

この中にあった取り下げの理由は、入札参加できる業者が3社しかないというところが引かかっているだけであって、多分ほかのところでも文書には引かかかっていないと思うんですけども、そこで水道課の職員に実際に何社、要するに入札に参加する資格があるのは何社かというのを問い合わせ、3社ですということで、ではそれは少ないのではないかなということで、取り下げ、取り止めになったということです。

○志村委員

そういう経過という説明なんですけれども、参加者数不適だし、3社しかないにしても、まだ1社申し込みが残っているわけだし、そのまま入札執行をするべきだと思いますというようなことを菊島さんがおっしゃられたと、さっき言われましたので、それに対して市長なり、副

市長なり、あるいは他のメンバーなりが、なんて返したんですか。菊島さんが言ったことに対して。

○菊島正博君

特に意見というものはなかったと思います。記憶にないですけど、なかったと思います。

○志村委員

では、そういう契約担当からそういうような意見があつたにもかかわらず、管財課長も含めて、そこにいた協議をしたメンバーは、そういう意見は無視して、とにかく取り止めだと、こういうものが来ている、止めだと、そういう判断でいいですか。

○菊島正博君

見方が違ってしまっていて、私は別に公告の内容からすると全然問題もないのでOKでしょうということで、取り止めの理由は競争性がこれだとちょっと不足するんじゃないかという理由なんです。

もうちょっと競争性を上げるために、入札に参加できる業者数を増やして、緩和するような方策を、実際最終的にはそういうようになっているんですけども、そういうことでの結論だと思います。競争性の問題だと思います。

○志村委員

ちょっと視点を変えますけれども、競争性というのは、1つ確かに合理的な理由になるとは思いますが、前の土木建築のときには、地域の業者さんに受注機会を増やすとか、地域経済の振興につながるようなというようなこともあつたんですけども、今回の機械のいきさつについては、そういうようなことはあつたでしょうか。

○雨宮茂貴君

これは結果として、再公告のときに分離という形になっていきますので、このときの理由としては競争性ということが要求されていますけれども、再公告して出す場合には、分離をされていますので、地域のことも考えてということに、再公告を出す時点ではあつたと思います。

○志村委員

再公告に出す時点ではそうだと思います。これを取り止める際に、競争性が十分確保されていないというようなことでしたけれども、競争性が確保されていれば、参加者数うんぬんというところも、最初から不適用にはしないのではないかと、だから一つひとつを並べていくと、そういうようにも取れるけれど、そうでもなさそうだねというところもどうしても見えてくるんです。

仮に、発注の仕方として、その大手が取って、実際にその地元の業者さんに下請けに出したりするというような、お願いの仕方もあるわけで、それは後で、その再公告はまだいくつか確認をする点がありますけれど、再公告に出すときにはさらに1千トンにしたとか、そういう意味で分割もしたとかというようなことがまた出てくるんですけども、そもそも最初に持ち回りで出すときの案からいけば、大分遠いところにいつてしまうことになっているんですね、この流れを。しかも26日に公告して、3月18日に入札火曜日です。そうするとその前の週、15日金曜日にぎりぎりのところで取り止めをしているというようなことになると、やはりこの事業に対して、かなりいろいろなアプローチがあつたかのように、その匿名の文書を含めて、感じられるわけです。だからぐらぐらしてしまうと、そもそも原理原則とどなたか言っていましたけれども、入札の原理原則からもほとんど外れていくのではないかなと、そういう危惧も

あります。

先ほどから委員長や、渡辺委員からも言われているように、入札を担当する部署として一生懸命やったださっていると思うんですけども、こういうことが大きな事業だけに、ちょっとやはり問題が多々あったのではないかなというようには感じるわけです。

またあと再公告のことは、後ほどお聞きしたいと思います。

○小林委員

入札をこの機械、電気の関係で、最終的には辞退した部分は、これはいいですよ、ここですね。 辞退した理由、そういうのは管財課のほうへ、辞退するときにはこういう理由で辞退とか、そういった部分もあるんですか。

○菊島正博君

先ほどちょっと話が出ましたけれども、辞退届けについては、後日お示しします。

○小林委員

当日その入札へ参加は。

○菊島正博君

後日というか、ここには資料がないので、資料があれば後日皆さまにお示しします。

○渡辺委員

今の話を聞いて、こういう理解でいいのかどうなのかということですけども、1つのきっかけとなったと、その怪文書なり、匿名文書がね、そしてそのあと、そのときに、招集されたときに菊島当時のリーダーは、その公告には基本的に問題がないから、これはこのまま執行してもいいのではないかというような話があって、そしてもう1つの問題として、競争性という関係で、何社に資格があるんだということで確かめて、そのことも含めて最終的に主にはそのことが3社しかないということで、これは取り止めにするという全体の結論に至ったと、そして市長はそういうように判断をしたという理解でよろしいでしょうか。

○雨宮茂貴君

そのとおりです。

○志村委員

去年の3月18日は月曜日ですから、さっき火曜日と言いましたけれど、月曜日です。

○雨宮茂貴君

19日の火曜日が入札日です。

○志村委員

19日が入札日ですか。

○野澤委員長

ちょっといいですか。回答のほうでは、3月15日に市長宅に文書で届いたというのは、朝、市長が来る前に文書で届いたということですよ。午前の、先ほどの朝早くに会議を。

○雨宮茂貴君

出勤のときに持って来られたと思います。

○野澤委員長

その時間には普通は郵送はないですよ、あるんですか。(ないだろうという声あり)
ということは、投げ込んだ文書ということ。

○雨宮茂貴君

投げ込みのようです。

○野澤委員長

しかも19日、入札ぎりぎりで、よっぽど事情がそのへん分かっている、極端に言うと、1社取ることが分かっているから、それを妨害するという文書とも取れますよね。完全に。

そういう、さっき菊島リーダーが言ったのが正当な話だというように、私は思っているんですけど、ちょっとそのへんも、事実関係ではないんですけども、非常に危ない話だなというように感じるんですけど実際の話。

そういう議論は出なかったということで、あくまでも競争性ということですけども、ほかにありませんか。

○志村委員

ちょっと再公告のほうをお聞きしておきたいんですけど、機械電気で分割して、機械電気を7月4日に入札公告委員会でやって、それから公告して、7月30日に今度は入札が行われました。機械については最低制限価格同額の入札でしたけれど、今回参考人ということなので、ざっくばらんにお聞きするんですけど、最低制限価格が漏れていたのではないかなというような話はなかったですか。

○渡辺委員

今は取り止めのところの話ではないですか。

○野澤委員長

ちょっといいですか。

切って、先ほど言った3件ということで、取り止めのことがもしなければ、今までの関連、今、再公告になりますけれど、関連になりますので、進めていきたいと思います。

取り止めはいいですか。

(はい)

それでは今の点で。

○雨宮茂貴君

入札につきましては予定価格、それから最低制限価格が設定されています。その範囲であれば入札書に署名されているというものについては有効ということになりますので、事務サイドとしてはそれも有効ということで、判断いたしました。

○野澤委員長

聞いたのは、漏れていたような・・・。

○雨宮茂貴君

ですからそういう考えがあります。

○志村委員

一応参考人なのでお聞きしましたがけれども、これは野暮だというご指摘もありますけれども、そんなに直球がそもそも出るようなレベルの工事ではないですよ。だからそのへんはきちんと精査をする必要があると思うわけですけども、金抜き設計書で示した数量やら、なにやらというものが、これは業者さんのほうで積算で出したものと、数量が合致していたのか、していなかったのかというようなことは、以前、委員会でも問題があるのではないかなというようなことが案件としてあったわけですけども、これに該当するのではないかなと思うわけです。

だから、そのへんのチェックがきちんとされていたのか、それとも落札のために単なる数字

合わせで一生懸命、設計書をつくって出していただけなのかというところが、事後審査という中で、きちんとチェックしないといけないと思うんですが、このチェック体制としては、きちんと行われたと考えていいですか。

○雨宮茂貴君

事後審査型の入札ですので、事後の入札後、審査は行われております。

その中で積算内訳書、これは提出することになっていまして、チェックをいたします。

数量的なこと、例えば10個のものを、10個つくってください、それが9個であった場合には、これは当然、これができますか、これではできませんよと。数量的なこと、それはもうチェック対象にはなりますが、あくまでも金額につきましては、入札書と積算見積書の金額が一致していれば、内容的な単価等については、それぞれの企業努力等ございますので、そこまでは対象とならない。あくまで参考資料として積算内訳書は求めているものになっています。

○志村委員

そこは、また細かいところは、たぶんどこまで行っても、そういう話になるような気もするんですが、ただ、やはりこちらで、例えばここには10人工必要だということに、30人工とか、あるいは逆のパターンとかあったりする場合は、その数字にかなり開きがあれば、これは事後審査できちんと指摘しないと、ちゃんとした工事ができるのは、そもそもそういうところに影響してくるのではないかということが必ず出てくると思うんですね。

最低制限価格で落札していった業者さんの設計書にそういう点があったかどうかというチェックはきちんとやらないと、安かったからよかったとか、そういうレベルの話ではないということは、どなたも認識は同じに持たれると思いますので、そこのところをちょっと指摘しておきたいと思います。

それから電気、これは参加者数が2社ということで、それまで不適用でずっと来たんですが、これはどこからそういう指示なり何なりで、2社ということにしたんでしょうか。

○雨宮茂貴君

先ほど冒頭出ました、不適用という形の中のものにつきましては、機械設備等の特殊な工種については、不適用というものを取るという説明をさせていただきましたが、今回の電気につきましては、共同企業体として行える、県内の業者さんと、あと市内の業者さん等で共同企業体を組んで電気工事ですので、最低参加者数を2社にさせていただいた経緯であります。

○志村委員

それは、だから管財課のほうで2社でいくと。具体的に言えば、雨宮課長がこれは2社でいこうと、そういうふうに参加者数を、不適用ではなくて、これは2社以上でいこうとされたということですか。

○雨宮茂貴君

入札の公告案、これは公告委員会にはかる前ですが、その時点で2社という形で原案をつくっております。

○志村委員

もう1回確認しますが、それまでずっと不適用で来ていたんですが、ここを2社にした理由、それまでと違って2社にしたという理由を教えてください。

○雨宮茂貴君

先ほども言いました、機械と電気という形で、合体で施工だったことを分離としまして、機

械については特殊性があるから、電気については、先ほど言いましたように、県内の業者さん、それから市内の業者さんが行える共同企業体でということで分離しましたので、電気設備工事ということで、2社に参加数の確保をいたしました。

○志村委員

競争性というものが、最初の機械電気設備の取り止めのところで言われましたが、競争性ということ言えば、不適用を2社とするのであれば、2社ではなくて5社とか、いくらでも、いわゆる議会の答弁でされているような、5社ぐらいは入札に参加できるような条件でということからいえば、2社というのは不自然ではないですか。

○雨宮茂貴君

当然、参加できる資格を持つ業者さんはそれ以上ございます。

最低入札参加者数ですので、その日の入札・応札に来られる方は2社以上でということ最低限としたということです。

○渡辺委員

最低制限価格の算定の基準というのは、笛吹市の場合は決まっているのかいないのか。

そして、その基準がもしあるとするならば、これは業者も含めて公開されているのかどうか。

それからもう1つは、この間の例えば機械の関係で言いますと、最低制限価格というものは、大体、私が調べた範囲では、この1年間では75%から80%弱ということで、ばらついてはいるわけですが、その範囲というのはどのくらいなのか、伺いたいと思います。

3つまとめて、すみません。

○雨宮茂貴君

過去にですと、何%、金額によって何%というような決め事はございました。

今は、それは公開はされておりません。今回の金額については、それぞれの工種によって、ほかの工事もそうですが、工種により率を、これは公表されていないものですが、算定式があった中で、参考的なものは出させていただく。決定はあくまで市長が決定するということです。

○渡辺委員

要するに、同種というものは、なかなかないですが、機械なんかに関しての幅、私が調べた範囲では75%から80%未満というところで、いろいろばらついているんですが、その範囲というものは、同種というものが、なかなか難しいんですよね、機械設備の関係ではどのくらいの幅がありますか。

○雨宮茂貴君

ちょっとその幅という内容が、分かっていないんですが。

○渡辺委員

見たことはない、あらためて調べたことはない。

基準を公開されていない、皆さんも知らないという中で、しかも私の調べた範囲では、機械の関係でもバラツキがある、さらに最終的には市長が判断して数値を決めていくという中で、ピッタリということについて、全く疑義を持たれなかったか、志村委員の話と同じ質問ですが、それだけの、相手は全然知らないわけですよね、数値を。

それでピッタリということについて、何も感じなかったのかどうなのか、伺います。

○雨宮茂貴君

それは先ほども言いましたように、範囲内の落札ですので、特に疑問等はしませんでした。

○野澤委員長

あとはよろしいですか。

次の・・・。

○志村委員

1点だけいいですか。

ちょっと証人で証言していただいたときに、今日、菊島さんがお見えになっているので。

土木建築が不調になったときに、協議を、あとは副市長というお話がありましたが、久保田前副市長にお聞きしたら、私はそんなことはしていない、聞いてもないというお話でした。

残念ながら、証人喚問での証言なので、どちらかが虚偽の証言をされたのではないかと思わざるを得ないんですが、それについて、菊島さん。

○菊島正博君

土木と建築がありまして、両方とも最初の入札では落ちなかったもので、双方、私が最初に協議をしたんですが、建築のほうは一応、折り合いがついたんですが、土木のほうは駄目だったので、工期もないことなので、私では駄目なのかなということで、副市長にお願いは当時しました。

実際に協議したかどうかは分かりませんが、もしかしたら、しなかったのかもしれませんが。そしてやっぱり駄目だったよという返事はいただいたので、その時点で不調。

○渡辺委員

すみません、もう1点。

国交省なんかも、ダンピング、低価格入札について、過度競争の防止ということで、いろいろものを言っているわけですが、その中の1つに見積り内訳書を精査していけということがあ
るわけですが、国交省や国のいっていることが全部正しいかといったら、適用すべきことか
どうかは別問題として、私はそのことは非常に重要な指摘で、やはり金額も低価格入札とい
うことのチェックといえ、当然、金額も含めてチェックしろという意味だということなんです
が、その国交省のそういう考え方に関する見解を、もし課長、あれば、出してほしいのですが。

○雨宮茂貴君

今現在ですと、一般競争入札の共通説明書の中にうたっておるわけですが、一応、参考資料という形で提出を求めています。

それが先ほど言われたダンピング等につながる低価格かどうかということですが、現在とすると参考という形でのみやっていますので、現状ですと価格についてを今、検討するという段階には至っておりません。

○渡辺委員

質問しているのは、そういう国の方針について、私は大事な指摘だと思いますが、その点は大事なことだと認識しているかどうかということを知っているわけです。

今どうなっているかではなくて。

○雨宮茂貴君

当然、問題視、今、されていますので、検討していかなければならないものと考えます。

○野澤委員長

では、よろしいでしょうか。

(はい)

では、雨宮課長と菊島リーダーには本当に長い時間にわたって、誠意ある回答をいただき、大変ありがとうございました。

では、これをもって退席をお願いします。ありがとうございました。

(休 憩)

○野澤委員長

有賀課長と志村リーダーには、引き続き長い時間待った上に、まだちょっとある程度の時間をいただいての参考人の事情聴取という形になろうかと思っておりますので、よろしくをお願いします。

先ほども申しましたように、今回お聞きしたいのは、御坂浄水場の機械電気設備工事の入札に関してということで、大きくは3点ほどあります。

1つ目は、この件に関して、入札参加資格審査委員会、これがどのような形で持たれたのか、持たれなかったのかということ。

そして2つ目は、いわゆる OEM 協定を結んでいることという条件が削除になったということに関して、さらに最終的には、これは取り止めということで、公告が取り止めということになったんですが、そのへんの経緯・経過についてということです。

まず1番目ですが、先ほど管財課のほうの職員の方、あるいはわれわれが資料を調べる中で、資格審査委員会は実際は開かれなかったということで、委員への持ち回りということでしたが、これは先ほどの管財課の理由では、非常に時間的なことがあった。最終的な工事の完成との関係、そして公告・入札、そういう時間的なものがあったということですが、この持ち回りを決めるということは、これは管財課の担当が単独で、独断的にやったはずではないという言い方をされておりました。

これは、先ほどの話だと、委員長なりと事業課である程度これは持ち回りでもいいのではないかと話ができているのではないかとニュアンスでの話を聞きました。

この機械電気設備工事が入っているのが、ちょっと確認をさせていただきますと、それ以外に土木と建築、それにあと配水場、4本が2月26日、公告予定のもの4本と一緒に2月22日に起案されまして、この持ち回りの起案書が出まして、持ち回りをしたということですが、今、私が言ったようなことでの確認でもよろしいですが、実際、持ち回りでされた背景が、先ほどの説明ではそのようなことですが、そのへんは事業課では持ち回りと決定、最終的な決定は副市長がしているのですが、どんな形でこの持ち回りが決まっていったか、ちょっと覚えている限りでお話ししていただきたいと思っております。

○有賀滋一君

当初はすべて土木建築工事に関しましても、25年度内に完成を目指しておりましたので、それに基づきまして、入札の参加資格審査委員会にかけなければならなかったのですが、その審査委員会、定例で決まっている、その審査委員会に間に合わなかったということで、持ち回りになったのではないかと記憶しております。

○野澤委員長

ちょっと確認ですが、そのへんの持ち回り、実際の受け入れのほうに間に合わないということで、これは持ち回りでやむを得ないという話を、その責任者である副市長なりにしたという経緯はありますか。

○有賀滋一君

それはありません。

○野澤委員長

ないですか。

それは、では副市長とか、そういうところで持ち回りの話は全然、事業課としてはしていない。

○有賀滋一君

はい、していません。

○野澤委員長

あと、非常に大きな金額の工事、こういうものを持ち回りというのは非常に異例なやり方と、我々は考えていますが、私、考えているんですが、先ほど管財課では過去にもこういう形での、金額はともかく時間的なもの等によって持ち回りということがあったということですが、水道課のほうに関して、水道課に在職していた期間ということもありますが、こういうことは通例行われていたことなのか、そのへんはどうでしょうか。

○有賀滋一君

水道課でそれ以外の持ち回りがあったかどうか、ちょっと記憶はないんですが、それ以外の工事の関係で持ち回りという工事の、私が審査委員会の委員になっておりますので、その関係で持ち回りの決裁はありました。

○野澤委員長

今回のこの持ち回りになった、時間的なものでなったということですが、率直に言って、この原因はどこの課に、管財課にあったとはちょっと思いにくいのですが、どういう流れで。

○志村一仁君

率直に言いまして、原因はたぶん水道課です。

設計のほうはかなり押せ押せになっていまして、25年度末の完成を目指しますと、当然、補助金がある関係で、当然そこで完成を目指して工期を取りますと、どうしてもここで出さないと、とてもではないけれども、完成が見えないという状況の中で、管財課へお願いするとか、工期がないのでという話の中で、結果、持ち回りという扱いになったと思います。

○野澤委員長

私からは以上です。

○志村委員

処理能力を8千トンにした最初の公告案は、どうしてそういう基準にしたのかをお願いします。

○志村一仁君

境川の浄水場が3千トン、入札公告のときに3千トンの処理能力で一応公告をかけました。それと同条件でいったほうがよろしいだろうということで8千トンと、今回より大きくなりますので、間違いがあっては困りますので、できるだけ条件は厳しくてもいいのかなという判断のもとに8千トンにしました。

○野澤委員長

あと、ございませんか。

(な し)

ないようですので、次にOEM協定ですね。こちらの削除ということが、公告が2月26日ですが、3月1日に管財課の菊島リーダーの起案ということで、先ほどこれはお話を聞きましたか・・・。

では、協定を削除する、これがどこからどういう形で話をされたのか、ご存じですか。

○有賀滋一君

これにつきましては、管財課から削除するという形、協定を削除することによって、より競争性が得られるということで、話があったと思います。

○野澤委員長

管財課からあったということですね。

○有賀滋一君

はい。

○野澤委員長

事業課で言い出した話ではないと。

そのほかに、この削除について、何らかのことでご存じのことはないですか。

○有賀滋一君

ありません。

○野澤委員長

実際どういう形で協議をされて、こういう削除という決定がなされたかについては、どうですか。

○有賀滋一君

削除するについて、相談はありましたが、その相談につきましては、削除すれば、いわゆる製造メーカーが入れるということで、入ったほうがより競争性が高められるということではありましたが、それ以外の削除する、実際に削除するということに関しましては、こちらに話は、相談というか、そこで決めたという感じはありませんでした。

○野澤委員長

協議に加わったという形でなく、結果報告という形での話という理解でよろしいですか。

○有賀滋一君

事前に話はあったと思いますが。

○野澤委員長

相談をかけられたという感じではないと。

○有賀滋一君

そうですね。

○上野副委員長

ちょっといいですか。

もともとOEMを提案したのは、管財課、水道課。

○志村一仁君

それについては、水道課です。

○上野副委員長

自分たちが提案したものを削除すると、されたときの、そういう違和感というか、水道課はやはり前にも、うまい水を市民に出さなければならないという、そういうことの使命のある中

で、OEM協定というものが、その中の1つの流れかなと思うのですが、そのへんの違和感というものはなかったということですか。削除するということ。

○志村一仁君

そのへんは何とも言い様がありません。

○志村委員

そもそもOEM条件を設定した理由については、なぜでしょうか。

○志村一仁君

それにつきましては、入札の公平性という観点を持ってOEMを入れました。

製造メーカーが入ると、公平性という部分では、かなり公平性は欠けるのかなという判断のもとに、OEM協定は入れました。

○志村委員

公平性に欠けるというのは、なんとなく想像はつくんですが、具体的にこれこれこういう理由で、製造メーカーのほうが高く出せるじゃないかとか、そういうことがあると思いますが。

○志村一仁君

言ってみれば、今、志村議員が言われたとおりで、分かりやすく言えば、物をつくっているメーカーが物を売ると、物をつくっているメーカーが他のメーカーに売って、そのものがここへ入るのでは、普通に考えると、こっち側のほうが有利だなと思いますので、私個人の考えですが、物をつくっているメーカーに頼むのであれば、入札ではなくて、直に特命随契でも何でもいから、そっちのほうが安くあがるのかなと。

ただ、入札でやる以上は公平性を保とうと思ったので、このものをつくっているメーカーはちょっとどいてもらって、みんなが同じ条件で入札をやってもらおうかなという考えのもとに、今回設定させていただきました。

○野澤委員長

志村さん、その削除の理由を読んだことはありますか。

○志村一仁君

削除の理由は読んだことはありません。

○野澤委員長

こうなっているんですよ。

志村さんが言ったことと、全く同じことを逆に言っているんですよ。

入札参加資格を必要以上に限定し、要するに削除がない場合ですね。入札の公平性に欠けると認められるので削除する。

志村リーダーは、協定があるほうが公平性があると今、証言したわけですが、削除の理由としてあげているのが、今言ったように、協定項目を削除することによって、公平性が逆に保たれるという言い方なんですよね。

そのへん、どうですか。

○志村一仁君

そのへんは見解の相違としか言い様がないですね。

○野澤委員長

実際に事業課でそういう志村リーダーみたいな考え方として、最初、出しているのが、こういう過程で全く反映、逆にされていない、(発言内容不明)、課長、そのへんはどうなんですか。

課長はこちらに参加していますよね。参加していない。

○有賀滋一君

削除の決定といたしますか、そこには加わっていないです。

○志村委員

入札の公平性という観点でOEM協定を締結している業者さんに、ある程度、絞り込んでいくという中で、公告を出す、案を出す、起案をしていくときには、おおむね何社ぐらいから該当するだろうということは、水道課としても把握はしていたんですか。

○有賀滋一君

OEM協定をされている業者数ですか。

○志村委員

はい。

○有賀滋一君

8社。

○志村委員

それで、もう一方で最初にお聞きした8千トンというものがあるので、OEM協定を結んでいながら8千トンの処理能力の実績があった、両方とも合致する業者さんというのは、これを出していくと、何社ぐらいだなということはあらかじめ応札可能な業者数というか、入札参加が見込まれる業者数というのは想定されていたんでしょうか。

○有賀滋一君

当初、出した時点では、5社あるという想定で提案を回しておりました。

○志村委員

当初、出した時点では5社あるという認識で起案を出して、その5社あるだろうということは、管財課にも伝えはしていたのでしょうか。

○有賀滋一君

はい、伝えていました。

○志村委員

もう1つ聞きますが、そのOEM削除が3月4日ということで、公告が26日にされて、3月4日までの間に、ざっくばらんに言いますと、メーカーは入れないわけなので、メーカーも入りたいということで、例えば問い合わせなり依頼なり来訪されたりというような、メーカーの方が来るのか、営業の方が来るのか、それを受けた方がいるのか、ちょっと分かりませんが、そういう働き掛けみたいなものはあったんでしょうか。

○有賀滋一君

なかったです。

○野澤委員長

ほかに何か。

○志村委員

そのOEM削除が管財課から競争性が高まるよということで、削除しますという伝達に来て、水道課としては、それはこれこれこういう理由なので、ちょっとそれはどうなんだろうというような、反論とまではいかないでしょうけれども、課としては、このように考えているんだけれどもという話はされたりはしなかったんですか。

○有賀滋一君

特に記憶にはありません。

○野澤委員長

ほかにどうですか。

このOEM協定削除の件。

(な し)

では、次の一応、3問目でということで、私から最後になりますが。

最終的には、これはこのように紆余曲折しながら、2月26日に公告しましたけれども、3月15日に取り止めということになりましたが、このへんのことの経緯で、有賀課長が知っているところをまず述べていただいて、お願いします。

○有賀滋一君

入札参加業者が当初5社ということで、広告を出したわけですが、あらためて確認しましたら、3社しかないということが確認できました。

今のことにつきまして、当初考えていた5社が3社しかないということで、それでは最初の公告内容と、内容といいますか、競争する業者数が当初5社という形の前提でやっていたものが3社しかないということで、それで公告取り下げという形を取ったほうがいいんじゃないかというようなことになったと思います。

○野澤委員長

確認ですが、その5社と考えていたのが3社だったというのは、5社というのは、そちらの笛吹市役所のほうの認識の誤りで5社と考えていたのですか。

○有賀滋一君

そうですね。業者の中に8千トン以上のものを、その年度にちょうど工事をしている業者を入れてしまったり、合併された会社ですか、それらをカウントしていましたので、それで5社という形を取っていたのですが、実際には3社という形となります。

○野澤委員長

今、直接な話が出てきていませんが、これは実際、取り止めの動きが出たのは、市長への匿名文書、これが3月15日に市長が早朝、出勤する前、出勤時にそのときに市長が持ってきて、すぐ招集をかけて、それで最終的にはその文書の中の、匿名ですが、とりわけ今言った参加して、入札してくる、そういう関係での最終的には1社しかないような、そういう事実が、それは符合しているということで、取り止めということになったと聞きましたが、このへんの、有賀課長は、この会議に加わっていますので、このへんの有賀課長のほうで知っていることについて話していただけますか。

○有賀滋一君

内容的にはあまり記憶にはないですが、最終的にその会議に私が主眼を置いていたのは、いわゆる5社の予定だったものが3社しかなかったという、その確認を取ったのが、一番です。

それと、あと内容的には公告に基づきます業者数が、確かに当初3社ありましたが、1社が辞退して、あと1社も辞退するというところで話があったと思います。

○野澤委員長

その過程でかなり、これが金曜日で、次の火曜日ですか、入札ということで、応札しようという業者からすれば、非常に理不尽とも考えられることだと思いますが、そのへんのご意見等

は、逆にそのままやるべきだと、取り止めすべきではないという意見なり、また事業課として有賀課長は、どういうふう考えたか。今のは、確かに応札してくるということが、かなり情報として入ったとしても、要するに何社以上じゃないと入札ができないというところ、不適用になっていますから、そのへんはどうですか。

○有賀滋一君

確かに業者数につきましては、不適用ということですので、当然そのまま執行されてもおかしくないことは思っていました。当初、5社ということで話をしていたが、実際には3社しかなかったということで、それに対しては、こちらのほうの手違いといえますか、不備な点だったので、そのへんはしょうがないのかなという形と思っています。

○野澤委員長

多少の後ろめたさがあったということですね。率直なところ。

私からは以上になります。

○志村委員

一応確認ですが、15日に総務部長の招集で市長、副市長、管財課、公営企業部長、有賀課長と協議をされて、先ほど説明されたようなことで取り止めの指示というか、そういう形にとりあえなくなったということですが、3月14日までに、その前日までにこの機械電気設備を取り止めにするとかという話がありましたか。

○有賀滋一君

ありませんでした。

○志村委員

そうすると、その匿名の文書に書かれていたこと、それは応札業者数が少ないということだったのかもしれませんが、それが取り止めの原因になったと、有賀課長は当時理解されていたか。

○有賀滋一君

はい。そうですね。当初5社という前提でやっていたものが3社しかなかったということですので、それも要因の1つだと。

○志村委員

ここまでの入札の最低参加者数の要件が不適用ということで、1社でもあれば、入札を執行するという前提なんです。それにはこういう大掛かりな工事とか技術的に高い技術力が要求されるような工事の場合には、公告を出す前からある程度想定する中で少ないだろうし、あるいは広いエリアを見た中で業者が応札してくるという見込みでやられると通常は思うわけですが、この場合、仮に応札業者数が3社であったとしても、そして1社辞退して、もう1社辞退するのではないかという状況であっても、その1社はまだ申し込みをして継続している段階で、しかも週明けに入札がある。ここで取り止めにするという事は、匿名の文書に書かれていたことが理由で取り止めるというのは、いかがなものかと話は協議の中で出なかったんですか。

○有賀滋一君

協議の中ではそういう話、当然1社残っているわけですから、そのまま執行してもいいのではないかという話はあったと思います。

ですが、3社しかなかったということが少し延期になったという部分もあるんじゃないかと思っています。

○小林委員

有賀課長が入札審査委員になって、この匿名文書が市長から持ち込まれた3月15日の午前中に、審査会のメンバーが集まったということですよ。

○有賀滋一君

違います。

○小林委員

市長が文書を15日に持ってきて、朝、その匿名の文書を市長が持ってきて、総務部長が招集したと。招集を3月15日の朝、午前中。その場に有賀課長も出席しましたよね。

○有賀滋一君

はい。

○小林委員

その場で、さっき職員に聞き取りの中で、このまま続行してもいいのではないかという意見も聞いたんですが、聞き取りの中で。誰かそういうような意見を言った職員はまだいますか。有賀課長はどういう意見を出したんですか。

○有賀滋一君

特に意見は出しておりません。

○小林委員

そこで、では要するに取り止めを決定したのは市長ということですが、それでよろしいですか。

○有賀滋一君

その集まりの中でそういう決定になりました。

○小林委員

だから、審査会とかそういった部分では、ただ招集をかけて集まったと、そういう会議ですよ。

○有賀滋一君

はい、そうです。審査会ではありません。

○小林委員

その4件、取り下げしているんですよ。

6億、2億、18億5千万円、3億いくらをやっているんですが、この部分で公正入札調査委員会は開かなかったという報告なんです。課長の見解として、水道課の課長として、今回、機械電気で18億5千万円は取り止めになったわけですが、公正、要するにこの市長への手紙、この匿名文書によって取り下げの要因になったんですが、これは課長の見解からすると、どう思いますか。

○有賀滋一君

私からすれば、文書にかかわらず、当初5社ということだったものが3社しかなかったという、そういう事実からすれば、こちらの事務上の確認が取れていなかったということで、それに対しましては、水道課とすれば、申し訳なかったと思っています。

従いまして、その中で取り下げという決定になったわけですが、そのために、水道課に要因もあったということですから、それにつきましては、自分が精査しなければいけなかったと考えます。

○小林委員

志村リーダー、この取り下げについて、18億5千万円の。

匿名文書が要因として取り下げを行ったという部分で、市長が取り下げをしろという部分で来ているんだけど、志村リーダーの見解として、どういう見解ですか。

だって、これを起案したのは志村リーダーで、入札の3日前ですか、取り下げが。3月15日取り下げ、3月19日が入札だから。

その部分で、取り下げをして、また分離発注になったんですが、こういうことを起案したリーダーとして、どういうふうに考えますか。

○志村一仁君

あくまでも私個人の考えで、とりあえずその入札審査会ではないのですが、その集まりの中に私は入っていませんので、詳しい状況は分からず、ただ取り下げになったという連絡を受けたときは確かに、工期がいかんせん厳しかったので、そのために持ち回りまでしたという部分では、やはりそれなりに納得いかない部分はありました。

○小林委員

確かに一連の聞き取りの中で、工期、工期と言っていますよね。

昨年12月の、一昨年か、一般質問のときには、松岡部長は工期の短縮ということが一番表に出したけれど、結局いろいろな要因もありながら、入札が遅れたり、いろいろな部分で工期はかなりずれ込んでいますよね。

この部分で何か現課として影響はありましたか、ずれ込んだ部分。

○志村一仁君

その入札取り止めが最後で私、異動してしまいましたので、そこから先については、ちょっと何ともコメントのしようがありません。

○小林委員

課長は。

○有賀滋一君

確かに再入札を行いまして、当然、工期がその分短くなってきたわけですが、実際には土木建築の工事に関しましても、雪の関係がなければ、工事は終わったという形で、国庫補助金の関係も年度内完成という形でできるような、実績報告ができて、受けられるという状況になる予定でしたので、それに対しましてはあれですが、その取り下げ等によりまして、それ以降の工期、機械電気に関しましては、いわゆる繰り越し工事という形になってしまいましたので、できれば当初の予定工期で実施できれば良かったと思っております。

○小林委員

では、要するに工期、工期と言っているのは、当初、補助金の部分でという答弁があったんですが、25年度中は、26年度にかなりまたいでいますけれど。これで補助金の関係はすべて大丈夫ですか。

○有賀滋一君

土木建築以外につきましては、25年度補助金ということで、25年度から26年度に繰り越しの許可をいただきましたので。

○小林委員

繰り越しの許可をもらったと。

○有賀滋一君

はい。いただきましたので、国庫補助金に関しましては、問題はありません。

○小林委員

国庫補助金以外の何かそういった部分で影響はありましたか。

○有賀滋一君

起債の関係も同様に26年度に繰り越すということで、手続きは取っております。

○小林委員

そういうことでは、半年以上ずれ込んでいる部分もあって、そういう部分であれば、工期、工期を、なぜその部分で主張したのかなど、私も思う部分があるんですがね。

○有賀滋一君

当初ですと、25年度にすべての事業、すべてといいますか、この事業を終了させるという前提で考えておりましたので、それで工期、その時点では25年度中に終わらせるという考えでしたので、それで工期のことを言っておりました。

○志村委員

一点いいですか。

工期がやはり前提ということなんですよね。だから、取り止めるときに、取り止める協議をしたときに、工期が、早くあげたいんですということは、事業課の課長としては、その場ではおっしゃらなかったんですか。

○有賀滋一君

言っていない。

最終的には、国庫補助金に関しましても繰り越せる補助金という形でしたので、土木建築とは違っていて、繰り越せるということでしたので、それもやむを得ないと思っていました。

○志村委員

それはその協議の場で、これは繰り越せるんだから、やむを得ないと思ったのか、あとになって、例えばどこからか、財政課とか、そういうところを確認して、繰り越せるからよかったねという、どちらですか。

○有賀滋一君

そのときには特に思いませんでしたが、実際にはそれにつきましては繰り越せるということは、もう自分で承知しておりましたので、ただそのときには、そういうふうには考えてはいなかった、そのときには思っていなかったと思います。

○小林委員

さっき、私は前のときにもこういう話はしたんですが、工期、工期と言いながら、半年もずれ込んで、そして補助金には影響ないということで、有賀課長は繰り越せるという、建築とか土木でない限り、要するに水道事業だから、これは繰り越せるという、その規定があるということですよ。これは有賀課長も最初から知っていたわけですね。繰り越せるということは、水道の場合は。

○有賀滋一君

繰り越せます。はい。

○小林委員

だから、現課の課長は当然もちろん知っているし、それと同時にほかの部類に関する、管財

にしろ、どこにしろ、こういったことを承知していたはずだと、私は思うのですが、とにかく今までの、さっきの聞き取りの中でも、工期、工期としか言っていないんですよ。

最初のこの、さっき言ったように、一昨年(2019年)の12月の一般質問でも部長は工期の短縮という部分と補助金の部分を言っているんですが、管財でもそう言っています。

その上の市長も副市長もいたから、そういう部分もありますが、これはもう水道の部分だったら、繰り越しは端的にどうにでもなるということだったんですか。

○有賀滋一君

特に工期に関しましては、土木建築に関しましては、補助金自体が24年度補助金ということで、25年度中に完成しなければならないということで、それに対しましては、もうその工期を守らなければならない。25年3月末までには完成しなければならないということで、通常ですと事故繰越は認められないので、補助金は駄目ということですが、今回の土木工事に関しましては、大雪の影響ということで、財務省のほうで承認が得られましたので、事故繰越が認められて、その補助金はいただけることになりました。

○小林委員

この土木建築の、浄水配水場の土木建築も水道工事の部分だから、ずれ込んでも当然いいという、そういう見解でしょう。

(委員から「違いますよ。」の声あり)

○有賀滋一君

それは前にも説明しておきましたが、土木建築に関しましては、25年度中に完成してあげなければ補助金が受けられないという事業です。

○小林委員

ずれ込んだけれども、大雪の影響で補助金には影響なかったと、こういうことですね。

○有賀滋一君

それにつきましては、事故繰越の申請を出しまして、それが認められた。通常ですと、それが認められなければ、補助金は受けられないという状況になってしまうんですが、それは大雪ということで認められましたので、補助金は受けられるということです。

○小林委員

雪がなかったら、これは大変なことでしたね。

○有賀滋一君

影響がなければ、年度内に完成していたと思います。

○野澤委員長

あと、よろしいですか。

○渡辺委員

先ほど管財にも聞いたんですが、国交省と国のほうでも低価格入札、ダンピングに関して、品質確保とか、あるいは労賃なんかの関係で、これを防止するよにとということで、そのうちの1つの方策として、見積り内訳書についても精査して、そのへんをチェックしなさいということが書かれてあるわけですが、その件に関して、私、水道に関わる職員の中から見積り内訳書について、不自然というか、極端に低い部分というものがいろいろあって、本当にきちっと積算した見積り内訳書かどうか、ちょっと不自然さがあるという話を聞いているわけですが、課長は見積り内訳書について、そういう印象は持たれなかったのですか。

○有賀滋一君

見積書の確認につきましては、私のほうではちょっと確認をしておりませんで、担当で確認していると思います。

○渡辺委員

リーダーは。

○志村一仁君

すみません、私はその入札には関わっておりません。

私は確認しておりません。

○渡辺委員

そして、そういう場合に、もし見積り内訳書で極端に低い部分とか、いろいろあって、ダンピングの恐れがあるということに関しては、何らかの対処の方法が必要だと考えられないか。国が言っているような対応が必要だとは考えないか、どうか、意見を聞かせてください。

○有賀滋一君

入札点検に関しましては、担当が今の点検に関しましては、その項目の落ちとか数量の違いとか、その確認ということで、内容につきましては、それぞれの業者の中で精査したものが見積書となっていると思っておりますので、その内容につきましては、詳しくといたしますか、今の段階の入札点検に関しましては、そういう状況はないような状況ですので、それにつきましては、また検討が必要かなと思います。

○渡辺委員

国の言っていることはいいことも悪いこともいろいろあると思いますが、しかしその点については、やはり言っている中身は、要するにダンピング、何か欠けているんじゃないかという話ではなくて、金額的な問題を指摘しているわけなんですよ。

無理な金額の中身になっていないかということで、やっているわけなので、その点について、今、検討をとということなんですが、検討しなければならないという認識でいいということですね。

○有賀滋一君

実際には、今までは当然考えていませんでしたので、その入札点検に関しまして、事業課がその点検にいつているんですが、それ以上のことは行っておりませんでしたので、そういうことであれば、そういう形を、どこで取るのか、事業課で取るのか、管財課で取るのか、ちょっと分かりませんが、そういう形を取っていかなければいけないのではないかと思います。

○志村委員

では時間が経過して申し訳ないですが、同じことでも担当が代わると、聞かなければならないので、あと3つほどちょっと確認でお聞きしますが、まず7月4日に公告委員会をやって、7月に再公告をしたものは30日に入札ということになりましたが、処理能力を8千トンから1千トンへ変更された理由、これを有賀課長にお聞きします。

○有賀滋一君

先ほども言いましたが、応札業者が広く入れるような形で、その処理能力数量を減らしました。

○志村委員

あと、ちょっと証人喚問と違って、参考人という形なので、ざっくばらんにお聞きするんで

すが、最低制限価格で落札されたということになったわけですが、最低制限価格が漏れているんじゃないかなということを感じたりとか、話題になったりはしませんでしたか。

○有賀滋一君

特にありませんでした。

○志村委員

最後に、ちょっと漏れというか、確認を最初にしておけばよかったです、非常に高額な、特に18億円、最初の持ち回りで公告委員会、持ち回り公告委員会にかけられた、最初の案件、これはお二人にお聞きしたいんですが、やはり工期の問題があったとはいえ、土木建築は公告内容の変更ですので、持ち回りでもよかろうとおもいますが、この機械電気設備の部分と、それから下野原の配水場の3億の部分は、言えば新規の事業なわけですね、公告委員会へかける案件としては。

これを4件一緒に持ち回りの公告委員会にかけるといことは、ちょっと通常では考えにくいと思うので、そのへんについて、どのようなお考えだったのかということと、持ち回り決裁にせよという指示が、どこからかあったのか、その2点について、再度お聞きします。

○有賀滋一君

特に指示はありません。

工事を受注してしまったのは、発注するにつきましても、それだけをやっているわけではなかった、それに要する期間がなかったということもありまして、そこで集中的に出すような形になってしまったということです。

○志村一仁君

私のほうは、工事がまとまってしまったのですが、設計がまとまってドンと出てきたという部分と、あとはそれでも1つでも早く出して、何しろ工期がかかることは見えていますので、できるだけ早く完成を見たいなという思いで、持ち回り決裁という形になったと思います。

○志村委員

分かりました。

ありがとうございました。

○上野副委員長

ちょっとくどいようですが、確認ですが、3月4日にOEM協定を削除しましたよね。

そして、さっきの管財課の話では、協議してその場で即決定したという、そういうお答えだったんですが、その場に水道課はいたんですか。

○有賀滋一君

いません。

○上野副委員長

OEMを削除ということは、あとで聞いたんですか。

○有賀滋一君

はい。

○野澤委員長

あと、よろしいでしょうか。

(な し)

ではどうも、有賀課長、志村リーダー、ありがとうございました。

ご苦労さまでした。

(有賀課長、志村リーダー退席)

議事としては今日は1つなんですけれど、その他、何かありましたら。

では、議事は以上で閉じたいと思います。

どうも、ご苦労さまでした。

では、ちょっとその他で何か今後の日程等について、段取りを。

また準備会ということになるわけですが、この間、今日の参考人調査ということで、今日の18日と24日も取っておいたのですが、24日に皆さんそのまま空いていれば、準備会をしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

午前中はどうですか。

では10時ということで、できるだけ都合をつけてもらえたら。

ほかにどうですか。

では、ないようですから閉会します。

○三沢議会事務局長

大変長時間にわたりまして、ご審議いただきましてありがとうございました。

次回は24日、午前10時からということで準備会を開催させていただきます。

最後に閉会の言葉を、上野副委員長お願いいたします。

○上野副委員長

長時間ご苦労さまでした。

では、次回は24日ということで、またよろしくお願いいたします。

今日はご苦労さまでした。

○三沢議会事務局長

以上をもちまして、議事を閉じさせていただきたいと思いますが、最後にあいさつを交わして終わります。

相互に礼。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 5時15分